

令和9年度概算要求主要事項

文部科学省総合教育政策局

目 次

○令和9年度予算概算要求主要事項	1
＜「強く豊かな日本」投資枠＞	
成長分野等に関するリ・スキリングの推進や 専門学校の教育の高度化（GRIT）	2
1. 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進	1 5
2. 日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受入れ・ 定着、教育の国際化の推進	2 2
3. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築	2 8
4. 生涯を通じた障害者の学びの推進	3 1
5. 秩序ある共生社会の実現に向けた、外国人児童 生徒等への教育等の充実・外国人等に対する 日本語教育の推進	3 5
6. 海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実	5 3
7. 地域と学校等の連携・協働による地域の教育力の 向上や体験活動の充実、学校安全体制の整備等	5 6
8. 成長分野等に関するリ・スキリングの推進や 専門学校の教育の質の高度化など社会人の学び 直しの機会の拡充	8 1

令和9年度予算概算要求 主要事項

<「強く豊かな日本」投資枠>

(単位：百万円)

事項	主な事業	R9要求額 (R8予算額)
成長分野等に関するリ・スキリングの推進や専門学校の教育の高度化 (GRIT)	(1) 成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業 (2) 「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援 (3) 産学連携・スキリングによる社会人修士・博士育成事業 (4) 専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化	33,703 (新規) 21,008 (新規) 5,306 (新規) 10,178 (新規)

<要求・要望額>

(単位：百万円)

事項	主な事業	R9要求額 (R8予算額)
1 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進	● 現代的健康課題の理解増進など学校保健の推進、学校給食・食育の充実 (1) 学校保健の推進 (2) 学校給食・食育の充実	650 (508) 194 (184)
2 日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進	● 高校段階からの留学促進、国際連携・交流等の充実 (1) 初等中等教育段階からの国際交流促進事業 (2) アジア高校生架け橋プロジェクト+	461 (144) 236 (230)
3 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築	● 学校給食費の抜本的な負担軽減 (1) 学校給食費の抜本的な負担軽減 (いわゆる給食無償化)	165,560 (164,899)
4 生涯を通じた障害者の学びの推進	● 学校卒業後における障害者の生涯学習の推進 (1) 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業	144 (116)
5 秩序ある共生社会の実現に向けた、外国人児童生徒等への教育等の充実・外国人等に対する日本語教育の推進	● 秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ【外国人児童生徒等の教育の充実】 (1) プレスクール・プレクラス (初期日本語指導等) 支援強化事業 (2) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (3) 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 ● 【外国人等に対する日本語教育の推進】 (1) 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 (2) 秩序ある共生社会に向けた日本語学習プログラム構築事業	5,498 (新規) 3,345 (1,491) 115 (12) 1,205 (615) 事項要求 (新規)
6 海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実	● 在外教育施設の戦略的な機能の強化 (1) 在外教育施設の機能強化	22,187 (19,234)
7 地域と学校等の連携・協働による地域の教育力の向上や体験活動の充実、学校安全体制の整備等	● コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進、体験活動や読書活動の推進、家庭教育支援等 (1) 学校を核とした地域力強化プラン (2) 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト (3) 読書活動総合推進事業 (4) 社会教育デジタル活用等推進事業 (5) 子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む社会教育の推進 ● 学校安全体制の整備等 (6) 学校安全推進事業 (7) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (8) 生命 (いのち) の安全教育推進事業	9,513 (7,517) 120 (67) 70 (42) 85 (51) 448 (新規) 383 (321) 812 (212) 47 (19)
8 成長分野等に関するリ・スキリングの推進や専門学校の教育の質の高度化など社会人の学び直しの機会の拡充	● 成長分野等におけるリ・スキリングの戦略的推進 (1) 成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業 (2) 「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援 (3) 産学連携・スキリングによる社会人修士・博士育成事業 (4) 専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化 (5) 学びの情報プラットフォーム活用促進事業 ※成長分野等に関するリ・スキリングの推進や専門学校の教育の高度化 (GRIT) については「強く豊かな日本」投資枠にて記載 ● 学び続ける社会の実現に向けた学習基盤の充実 (6) 放送大学学園補助金 (7) 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業	33,703 (新規) 21,008 (新規) 5,306 (新規) 10,178 (新規) 57 (57) 7,746 (7,100) 27 (12)

＜「強く豊かな日本」投資枠＞
成長分野等に関するリ・スキリングの推進や
専門学校の教育の高度化（GRIT）

「GRIT」～成長分野等におけるリ・スキリングの戦略的推進～

(Growth-sector Reskilling and Innovative Training)

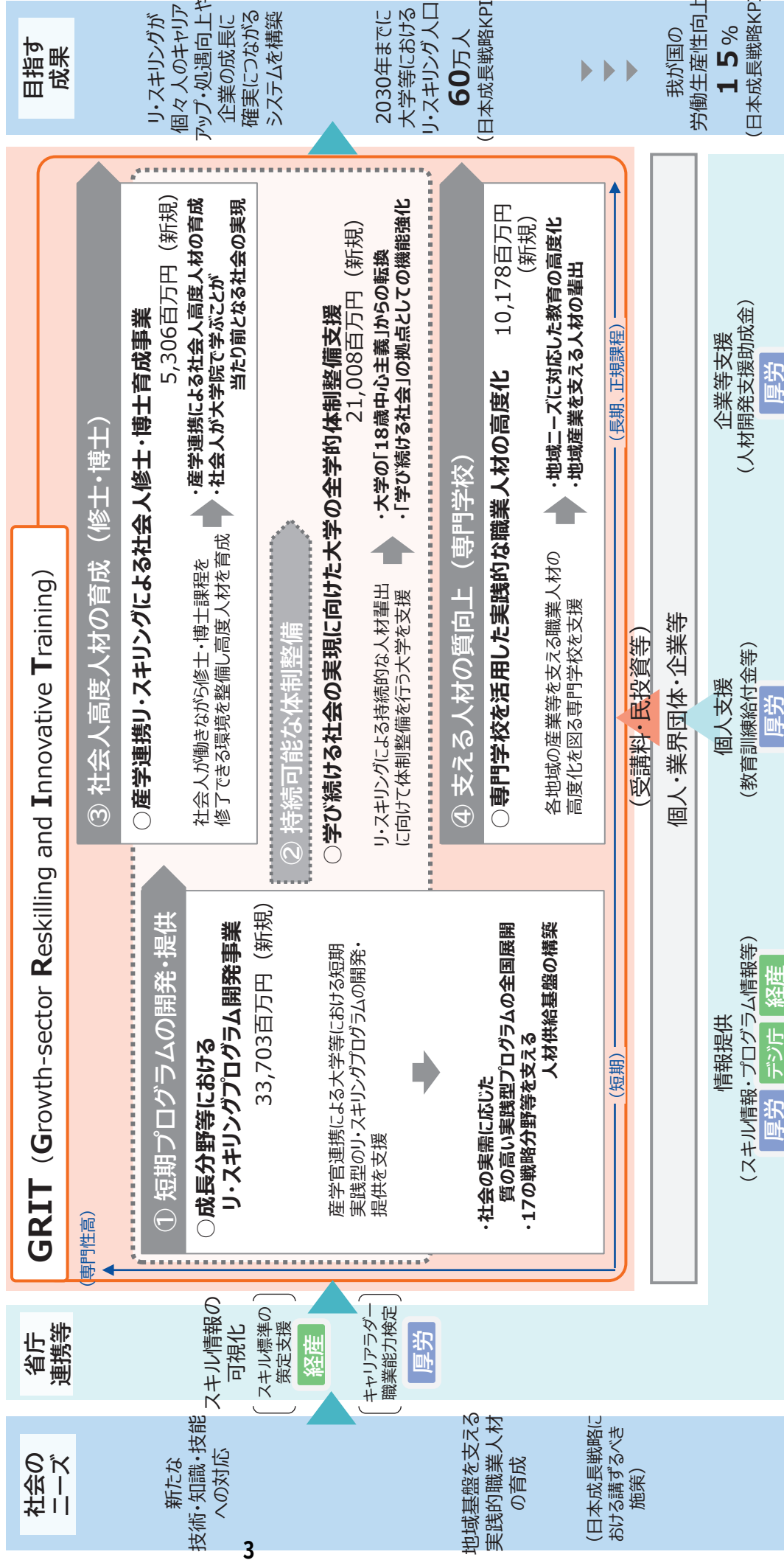
令和9年度要求・要望額 702億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 702億円
(新規) 文部科学省

現状・課題

人口減少やA Xの進展、産業構造の変化に伴う人材需要の大きな変化が見込まれる中、将来の人材需要とのミスマッチを解消するため、17の戦略分野における課題を踏まえ、人材を戦略的に育成することが求められている。また、地域ごとの人材需給ギャップの状況も踏まえ、地域を支える必要な人材を確保していくことが必要。（「日本成長戦略2026」令和8年7月21日閣議決定）

事業内容

- ▶ 17の戦略分野を中心に、厚労省や経産省等と連携した一気通貫の支援により成長分野等の必要な人材育成を加速化
- ▶ 産学官連携による短期プログラムの開発・提供や全学的な体制整備等を支援することで、実践的専門人材の持続的供給基盤を構築



(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

(1) 成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業

(新規)

令和9年度要求額 33,702,898千円
(うち「強く豊かな日本」投資枠 33,702,898千円)

1. 趣 旨

人口減少や国際競争の激化、技術革新の加速により、我が国の産業構造は急速に変化しており、今後成長が見込まれる17の戦略分野やこれらを支えるエッセンシャル分野を含め、国内外で専門人材の獲得競争が進み、計画的かつ体系的な人材育成が喫緊の課題となっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和8年7月21日閣議決定)や「日本成長戦略」(令和8年7月21日閣議決定)においても、17の戦略分野など成長分野のニーズに対応したリ・スキリング支援の取組を進めるとともに、社会人向け教育プログラムの開発や全学的な体制整備等に取り組む大学等への重点的な支援の取組等を行うことが示されているところである。

産業政策や人材需要と連動した戦略的な人材供給に対応するためには、産学官が連携し、実需に応じたプログラムを開発・実施することにより、17の戦略分野等の官民投資ロードマップを支える全国的な人材供給基盤を構築することが求められている。

この要請に応えるため、17の戦略分野等ごとに関係省庁、産業界、教育界からなる分野別ワーキンググループ(WG)を設置し、業界のステークホルダーの連携により、リ・スキリングのニーズの把握やプログラム要件の設定等を行い、WGで設定した要件等を踏まえ、大学等において社会の実需に応じた短期の実践型リ・スキリングプログラムを開発・実施する。

2. 事業内容

(1) 戦略本部会議等の設置

52,898千円(新規)

① WG企画審査委員会の開催等

全体戦略の策定や実施分野の選定等を行う企画審査委員会を開催する。

② 事業成果の普及・展開

本事業の成果の取りまとめ・分析を行うとともに、ホームページの運営やシンポジウムの開催等を通じて情報発信を行い、成果の普及・展開を図る。

(2) 成長分野等におけるリ・スキリングプログラムの開発・実施

33,650,000千円(新規)

① 分野別WGの運営等

プログラム開発・提供にあたり、業界のステークホルダーの連携により、具体的リ・スキリングニーズの把握やプログラム要件の設定、素案構築、提供者の選定、

プログラム提供者と企業のマッチング、プログラムの評価と改善等を行う分野別 WG を運営する。さらに、プログラム開発・提供を行う大学等に対して、連絡調整や指導助言等の伴走支援を実施する。

② プログラム開発・実施

分野別 WG において示されたプログラム要件や素案に基づき、大学等が社会の実需に応じた短期の実践型リ・スキリングプログラムを開発・実施する。さらに、受講者からのフィードバックや分野別 WG におけるプログラムの評価をもとに、プログラムの改善を行う。

成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業

令和9年度要求・要望額 33,703百万円
うち「強く豊かな日本」投資枠 33,703百万円
(新規) 文部科学省

概要

- 「量子、航空・宇宙、コンテンツ、創薬などの**17の戦略分野**については、**大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、研究開発、産学連携、国際標準化、防衛調達**を含む官公庁による調達、規制・制度改革といった、供給及び需要の両面に**アプローチする多角的な観点からの総合支援策を講じる**こととしている。【第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説（令和8年2月20日）】。
- 他方、これらの成長投資を実施するためには、研究開発人材のみならず、実装・製造・保守・運用、AI・データ活用、事業化、標準化、海外展開等を担う人材の確保が不可欠であり、**人材不足が成長投資のボトルネックとなる**おそれがある。
- このため、17の戦略分野ごとに、関係省庁、産業界、大学・高専等からなる分野別WGを設置し、**各分野における人材需要、必要となる人材像・スキル、リ・スキリングによる定量効果を明確化**する。
- その上で、大学等において、産学官連携による短期の実践型のリ・スキリングプログラムを開発・実施し、学修成果の可視化、企業での職務活用、効果測定まで一体的に支援することにより、**17の戦略分野の官民投資ロードマップを支える全国的な人材供給基盤を構築**する。
- 本事業は、個別大学における講座開発にとどまらず、**17の戦略分野の官民投資ロードマップを実行するための人材供給インフラを全国に整備するもの**であり、**各分野の人材不足緩和、労働生産性向上、付加価値やGDP押上げに資するリ・スキリングエコシステムを形成し、「人への投資の好循環」を成長分野において実装**を目指す。

予算

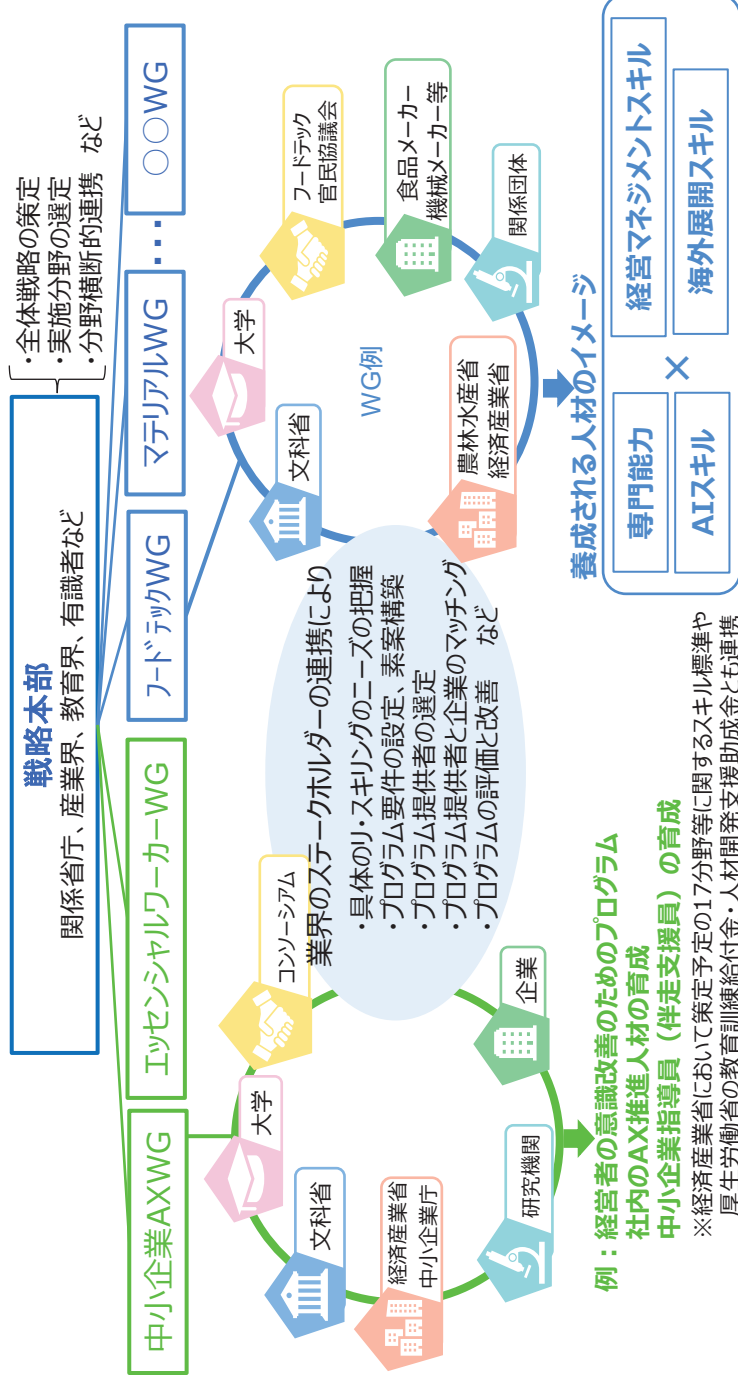
- 戦略分野WG：17WG×10億円
(WG運営1億円＋3分類×6大学等×5,000万円)
- 中小企業AXWG：1WG×71.5億円
(WG運営1億円＋47都道府県×3大学等×5,000万円)
- エッセンシャルワーカーWG：1WG×95億円
(WG運営1億円＋47都道府県×4大学等×5,000万円)

リ・スキリングニーズ（例）

- AI実装人材
各分野の現場の専門能力 × 最新のAIスキル
- 複数の数領域の知見を有する人材
フードテック × 国際ビジネス 等
- 各分野に関する専門性向上、最新の知見の習得等

分野	必要な人材像
フードテック	工場メンテナンス・工場新設の担当人材 プラント設計・運営・管理人材 食品機械メンテナンス等人材 新規食品の品質等管理人材
マテリアル	AI駆動マテリアル研究開発人材
造船	船舶の設計・研究開発等を担う技術者 船舶の建造現場を担う技能者 法務人材

事業実施プロセス（イメージ）



（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

(2)「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援

(新規)

令和9年度要求額 21,008,280千円
(うち「強く豊かな日本」投資枠 21,008,280千円)

1. 趣 旨

少子高齢化が進み、労働人口の減少は不可避である中、労働生産性の向上は国家的課題であり、リ・スキリングの推進に取り組むことが不可欠である。これからの社会人に必要とされる高度かつ実践的な学びを提供し、成長分野等を担う人材を育成するためには、大学がリ・スキリングの担い手としてその役割を果たすことが重要である。

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(令和8年7月21日閣議決定)や「日本成長戦略」(令和8年7月21日閣議決定)においても、17の戦略分野など成長分野のニーズに対応したリ・スキリング支援の取組を進めるとともに、社会人向け教育プログラムの開発や全学的な体制整備等に取り組む大学等への重点的な支援の取組等を行うことが示されているところである。

現状、多くの大学において、リ・スキリングを推進するための学内組織や体制、インフラ、ルールなどの整備が不十分であり、持続可能な形で質の高いリ・スキリングプログラムを提供できる体制が整っているとは言えない。

このような状況に対応するため、これまでの大学における18歳中心主義という前提を改め、リ・スキリングを大学のミッションとして明確に位置付けるとともに、「学び続ける社会」の拠点としての機能強化を図るため、全学的な体制整備を行う大学を支援する。

2. 事業内容

(1) 審査委員会の開催等

8,280千円(新規)

① 審査業務・連絡調整対応等

本事業の実施に当たり、採択審査や進捗管理、事業成果の把握等を行うため、有識者等による企画審査委員会を開催するとともに、採択大学等との連絡調整や必要な指導助言等を実施する。

(2)「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援

21,000,000千円(新規)

① 支援機関による伴走支援等

全学的体制整備を行う大学に対して、採択大学のノウハウ集約・横展開・多方面における戦略的アドバイス・採択大学のネットワーク構築・海外先行事例の調査・研究等の支援を行う。

② 全学的体制整備支援

大学が「学び続ける社会」の拠点としての機能強化を図ることができるよう、学内変革に向けた総合的な支援を行う。

具体的には、リ・スキリングに関する学内の戦略策定、全学横断的な組織の設置・専属の幹部職員や産業界の動向・学内の仕組みに知見のあるコーディネーター等の配置・柔軟な履修制度の活用促進・教員に対するインセンティブの向上・収益化計画の策定などを総合的に支援することで、持続可能な形で質の高いリ・スキリングプログラムを提供できる体制を構築する。

「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援

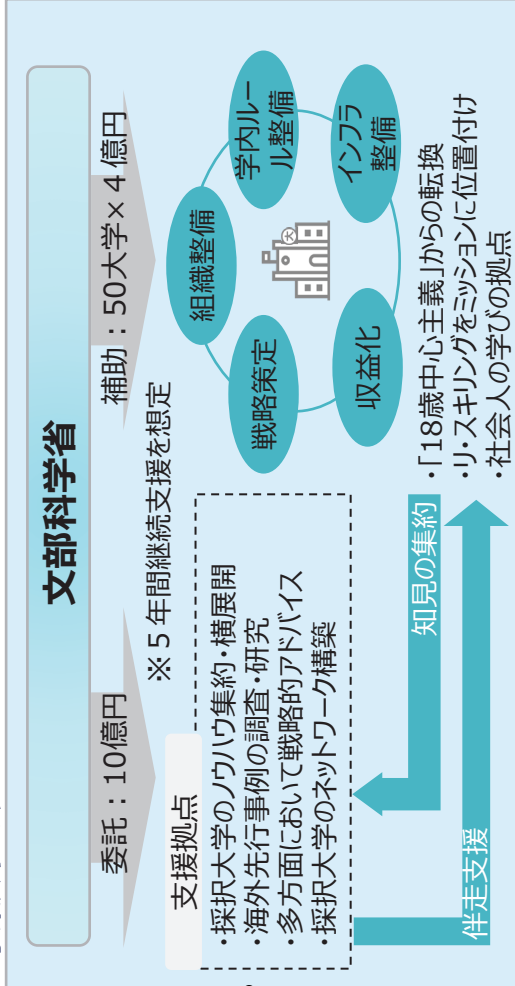
令和9年度要求・要望額 21,008百万円
うち「強く豊かな日本」投資枠 (新規) 21,008百万円
文部科学省

背景

- これからの時代における大学は、『**18歳中心主義**』という前提を改め、…**社会人の受入れ…キャンパスのダイバーシティを支える環境整備等が必要**である』。
【我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会）】
- 戦略17分野をはじめとする成長分野で活躍する人材のリ・スキリングプログラムを充実させるために、**リ・スキリングを大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制を整備することが不可欠**。
- 一方、現状、多くの大学において、経営戦略にリ・スキリングが位置付けられておらず、**学内組織や体制、インフラ、ルールなどの整備が不十分**であり、持続可能な形での質の高いリ・スキリングプログラムを提供できる体制が整っていない。
- 大学が、『**学び続ける社会**』の拠点としての**機能強化を図**ることができるよう、**学内変革に向けた総合的な支援**を行う。

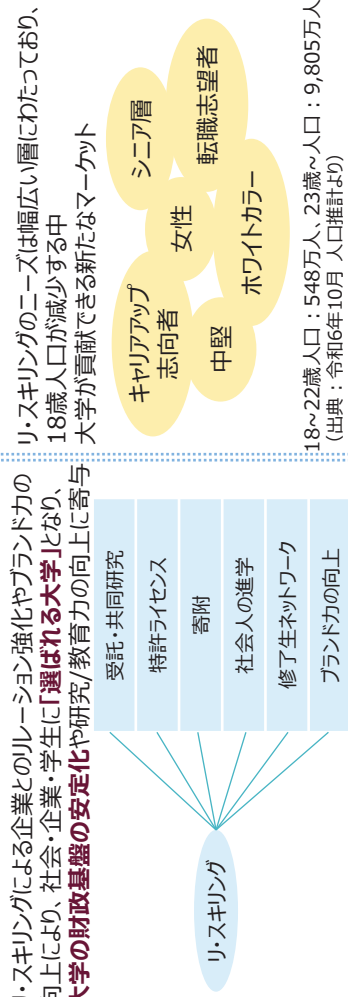
事業内容

■ 事業スキーム



■ 目指す姿

各採択大学において、**5年後の「大学全体の収入に占めるリ・スキリング関係収入」に関する目標値**（〇%以上、現在の〇倍以上など）を設定し、達成を目指す。



■ 支援対象 ※地域が必要とされるエッセンシャルワーカーのリ・スキリングなど地方創生や産業成長に資するプログラムを提供することを必須要件とする

- 戦略策定
- ・理念の確立・**経営戦略での位置づけ明確化**（リ・スキリングを大学のミッション、収益の柱の一つに設定）
 - ・成長モデルの構築・**中長期の戦略策定**
 - ・**事業戦略の策定**（収益化戦略、マーケティング戦略など）

【組織整備】

- ・**全学横断的な組織の設置及び専属の幹部職員（統括責任者）**の配置
- ・リ・スキリング**専属職員・教員**、キャリアコンサルタントの配置、学外講師の積極採用
- ・産業界の動向や学内の仕組みに知見のあるコーディネーター配置

【学内ルール整備】

- ・意思決定プロセスへの経営陣の参画
- ・**適正な受講料設定**のための規程改正、収益配分ルール設定
- ・**柔軟な履修制度**の活用促進（長期履修制度、単位累積加算制度）
- ・リ・スキリング担当**教員の評価・報酬体系の整備**（インセンティブ付与）

【インフラ整備】

- ・オンライン提供・LMS（ラーニングマネジメントシステム）等の**学習基盤整備**
- ・卒業生の**アルumnai組織**の結成 / 卒業生・受講生のデータ活用
- ・転職支援環境の整備

収益化

- ・社会、地域、企業のニーズ把握と**収益化計画の策定**
- ・**企業との連携協定**等の締結促進、受講生確保
- ・**地域プラットフォームの形成・企業とのスキルマッチング**による修了者の処遇改善支援
- ・企業に対するプログラムの積極的な広報

■ ハーバード大学：全学ポートフォリオ経営（モデル事例）

- ・多様な成人向けのコースを提供し、リ・スキリングプログラム授業料が収益の大きな柱（大学全体の収入の8% cf. 学位プログラム13%、民間からの研究費6%）。
- ・中央統括組織が全学としてのリ・スキリングの戦略策定・資源配分を一元的に担う。
- ・コーディネーターの役割を担うポストに、MBA保持者や産学連携プロジェクト経験者を配備。
- ・担当する教員・職員に対して競争力の高い報酬を付与。

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

(3) 産学連携・スキリングによる社会人修士・博士育成事業

(新規)

令和9年度要求額 5,306,269千円
(うち「強く豊かな日本」投資枠 5,306,269千円)

1. 趣 旨

我が国における大学院への社会人入学者数は頭打ち状態にあり、博士人材数の伸び悩み、高度専門人材の産業界での活用不足、国全体の生産性停滞に繋がっている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(令和8年7月21日閣議決定)や「日本成長戦略」(令和8年7月21日閣議決定)においても、17の戦略分野など成長分野のニーズに対応したリ・スキリング支援の取組を進めるとともに、社会人向け教育プログラムの開発や全学的な体制整備等に取り組む大学等への重点的な支援の取組等を行うことが示されているところである。

17の戦略分野などの成長分野では、修士・博士レベルの高度な専門知識・研究力を備えた人材ニーズが高まっており、新卒学生の育成のみではなく、社会人のリ・スキリングによっても人材を確保していくことが急務である。また、博士レベルの知は産業・社会実装に不可欠であり、博士人材を社会で循環させる設計は、国全体の競争力・成長に直結する。この体制を構築するためには、経営層を含む社会人が働きながら修士課程・博士課程まで進める履修形態や学びが処遇改善に確実に繋がる基盤を整備することが必要である。

このような状況に対応するため、大学と企業が包括連携協定を締結するなど協働し、企業の人材戦略と連動した人材育成計画を共同で策定した上で、社会人が働きながら修士課程・博士課程で学ぶことができる環境整備を行うとともに、修了後の配置・処遇への反映を通じて、継続的な学びとキャリア形成を支援する。こうした取組を通じて、大学・企業間の連携体制の構築、人材育成計画の高度化、優良事例の横展開を図り、社会人が修士課程・博士課程で学ぶことが当たり前となる社会の実現を目指す。

2. 事業内容

(1) 審査委員会の開催等

6,269千円(新規)

① 審査業務・連絡調整対応等

本事業の実施に当たり、採択審査や進捗管理、事業成果の把握等を行うため、有識者等による企画審査委員会を開催するとともに、採択大学等との連絡調整や必要な指導助言等を実施する。

(2) 産学連携・スキリングによる社会人修士・博士育成に係る伴走支援や環境整備等

5,300,000千円(新規)

① 支援機関による伴走支援等

採択大学等に対し、事業の円滑な実施に向けた支援を行うとともに、大学と企業の

連携促進、優良事例の収集・分析・横展開、成果の普及啓発等を実施する。また、全国的な取組の推進に向けて、大学等の知見の共有や情報発信を行う。

② 社会人が働きながら修士課程・博士課程で学ぶことができる環境整備等

大学と企業が包括連携協定を締結するなど協働し、企業の人材戦略と連動した人材育成計画を共同で策定した上で、社会人が働きながら修士課程・博士課程で学ぶことができる環境整備（特別コース等を整備し、受講期間、開講時間、履修方法等に配慮した柔軟な教育プログラムを提供するなど）を行う。なお、大学院での学修は、企業の研究開発課題や業務課題の解決、産学共同研究等と連携して実施するなど、学びと労働を接続した実践的な人材育成を推進する。また、短期リ・スキリングプログラムから修士課程・博士課程への接続を促進するとともに、企業ニーズに基づく研究成果の単位認定や、修了後の配置・処遇への反映を通じて、継続的な学びとキャリア形成を支援する。

産学連携・スキリングによる社会人修士・博士育成事業

令和9年度要求・要望額 5,306百万円
うち「強く豊かな日本」投資枠 5,306百万円
(新規) 文部科学省

背景・目的

- 我が国における大学院への社会人入学者数は頭打ち状態にあり、博士人材数の伸び悩み、高度専門人材の産業界での活用不足、国全体の生産性停滞に繋がっている。
- 17の戦略分野などの成長分野（バイオ、AI・半導体、蓄電池など）では、**修士・博士レベルの高度な専門知識・研究力を備えた人材ニーズ**が高まっており、新卒学生の育成のみではなく、**社会人のリ・スキリングによって人材を確保していくことが急務**。博士レベルの知は産業・社会実装に不可欠であり、博士人材を社会で循環させる設計は、国全体の競争力・成長に直結する。この体制を構築するためには、**経営層を含む社会人が働きながら修士課程・博士課程まで進める雇修形態や学びが処遇改善に確実に繋がる基盤を整備することが必要**。

概要

- 大学と企業が包括連携協定を締結するなど協働し**、企業の人材戦略と連動した人材育成計画を共同で策定した上で、**社会人が働きながら修士課程・博士課程で学ぶことができる環境整備**（特別コース等を整備し、受講期間、履修時間、開講方法等に配慮した柔軟な教育プログラムを提供するなど）を行う。大学院での学修は、企業の研究開発課題や業務課題の解決、産学共同研究等と連携して実施するなど、**学びと労働を接続した実践的な人材育成を推進する**。
- 短期リ・スキリングプログラムから修士課程・博士課程への接続を促進するとともに、企業ニーズに基づく研究成果の単位認定や、**修了後の配置・処遇への反映を通じて、継続的な学びとキャリア形成を支援**する。こうした取組を通じて、**大学・企業間の連携体制の構築、人材育成計画の高度化、優良事例の横展開を図り**、社会人が修士課程・博士課程で学ぶことが当たり前となる社会の実現を目指す。

予算

53億円/年×6年

大学（補助1億円×50件）

支援機関（委託3億円×1件）

- ・採択業務
- ・大学と企業のマッチング支援
- ・連携企業の人材育成計画に対する戦略的アドバイス
- ・採択大学のノウハウ集約・横展開
- ・周知広報 など

目指す社会

- 大学と企業が強気に連携し、**修士課程・博士課程まで一気通貫の計画的なハイレベル企業人育成**
- 学びと労働が接続し、**「学び直しが当たり前」の社会の実現**



事業 スキーム

補助金
(講義時間・履修
形態等の工夫)

文科学

委託費

支援機関

- ・ノウハウの横展開
- ・人材育成計画のブラッシュアップ支援 など

包括連携協定など

大学

- 社会人が**働きながら学べる環境整備**
(受講期間・曜日・時間や履修形態等の特別カリキュラム・コース編成、単位互換、評価制度、実務家教員など)
- 共同研究や企業の課題解決など、社会人の受け入れによって**大学・企業の双方にメリット**



人材育成計画策定
(「〇〇コースを修了後、
◆◆職に配置する」等)

- 人材育成計画に基づいて、**大学へ社員を派遣**
- 産学連携のメリットが**企業成長に寄与**
学びの成果を確実に**処遇に反映**



(4) 専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

(新規)

令和9年度要求額 10,178,337千円
(うち「強く豊かな日本」投資枠 10,178,337千円)

1. 趣 旨

我が国は既に人手不足の状況にあり、今後も労働力人口の減少が見込まれている。このため、AI やデジタル技術等を活用し、従来より少ない人数でも生産性を維持できる人材育成が不可欠 であるが、地域に必要な不可欠なエッセンシャルワーカーであっても需要規模が小さい職種（例：歯科技工士、助産師等）などは、教育機関や事業者による人材供給の維持が困難となる場合があるほか、人口減少や若年層流出により人材需要を満たすことができないケースも生じている。

他方、第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説（令和8年2月20日）において「量子、航空・宇宙、コンテンツ、創薬などの17の戦略分野については、大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、研究開発、産学連携、国際標準化、防衛調達を含む官公庁による調達、規制・制度改革といった、供給及び需要の両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策を講じ」ることとされているとおり、成長が見込まれる分野に生産性の高い人材を戦略的に供給していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、各地域（都道府県単位）が将来の産業構造や地域ニーズを見据え、将来にわたり質の高い職業人材を継続的かつ安定的に育成できるよう、全国的な視点から専門学校教育の高度化を推進する。

2. 事業内容

(1) 専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

10,016,781 千円(新規)

地域構想推進プラットフォーム等による地域の人材需要の分析も踏まえ、都道府県が作成する専門学校教育の高度化の方針に基づき、戦略17分野を中心に、専門学校における教育プログラムの開発・実施や教育内容・カリキュラムの高度化等の取組を実施するために必要な経費を支援する。

(2) 都道府県の取組に関する分析・報告

161,556 千円(新規)

都道府県の人材育成方針や専門学校の取組についての情報収集を行い、それらに基づき全国的な見地からの成果分析を行うとともに、その分析を踏まえ、全国的な取組や課題等に関する報告書の取りまとめを実施する。

専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

令和9年度要求・要望額 10,178百万円
うち「強く豊かな日本」投資枠 10,178百万円
(新規) 文部科学省

背景・課題

我が国は既に人手不足の状況にあり、今後も労働力人口の減少が見込まれている。このため、AIやデジタル技術等を活用し、従来より少ない人数でも生産性を維持できる人材育成が不可欠。地域に必要な不可欠であっても需要規模が小さい職種（例：歯科技工士、助産師等）などは、教育機関や事業者による人材供給の維持が困難となる場合があるほか、人口減少や若年層流出により人材需要を満たすことができないケースも生じている。

また、「量子、航空、宇宙、航空、コンテンツ、創薬などの17の戦略分野については、大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、研究開発、産学連携、国際標準化、防衛調達を含む官公庁による調達、規制・制度改革といった、供給及び需要の両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策を講じることとしている。【第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説（令和8年2月20日）】。

このため、各地域（都道府県単位）が将来の産業構造や地域ニーズを見据え、将来にわたり質の高い職業人材を継続的かつ安定的に育成できるよう、これを地域任せにせず、国として全国的な視点から専門学校教育の高度化を推進することが必要である。

事業内容

地域構想推進プラットフォーム等による地域の人材需要の分析も踏まえ、都道府県が作成する専門学校教育の高度化の方針に基づき、戦略17分野を中心に、専門学校における教育プログラムの開発・実施や教育内容・カリキュラムの高度化等の取組を実施するために必要な経費を国が補助する。

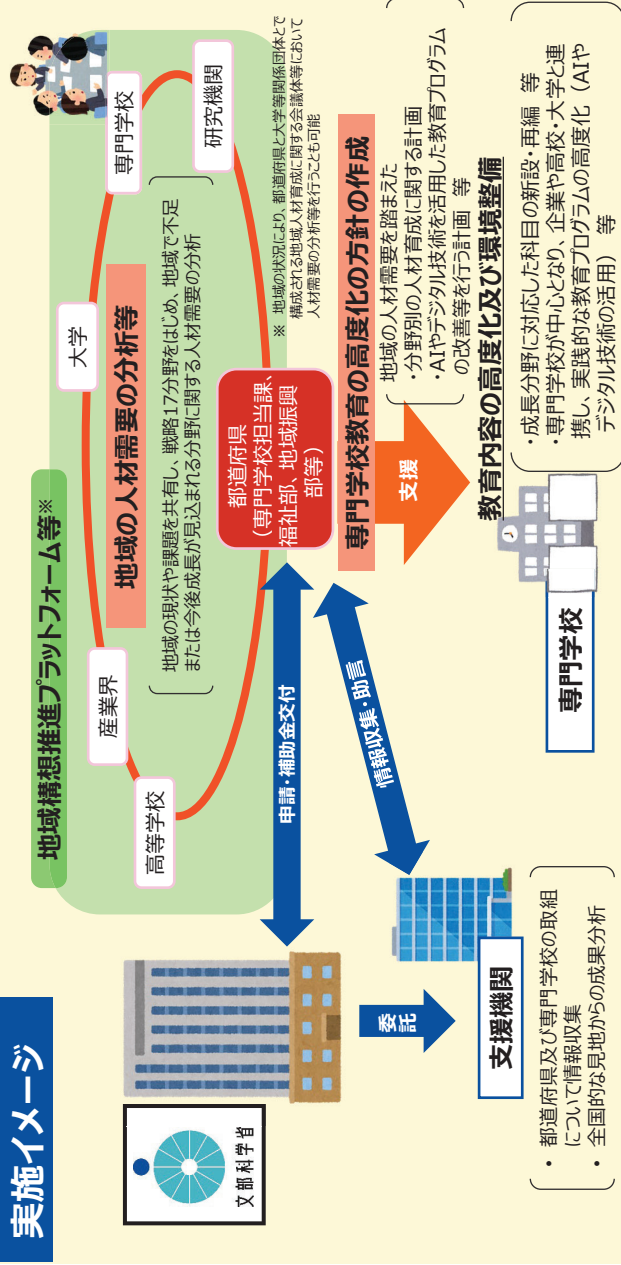
（想定される取組）

- 17の戦略分野等を支える人材育成に向けた取組
- 専門学校等との接続を意識した専門学校のカリキュラム改革
- AIやデジタル技術の活用を前提とした学科・カリキュラムの転換・高度化

（補助率・単価等）

- 補助率：定額
 - 件数・単価：47箇所×約2億円（予定）
※ 5年間の継続支援を予定
 - 補助対象経費：
 - ・ 都道府県における専門学校教育高度化の方針を作成するための経費
 - ・ 都道府県から専門学校への支援経費のうち、外部人材への人件費、教育プログラム・カリキュラムの高度化に必要な設備経費等
- ※ 都道府県への補助のほか、各都道府県の実施の取組の情報収集及び成果分析のための取組を実施

実施イメージ



戦略17分野やAI・デジタル技術等の活用を前提とした教育内容・カリキュラムへの転換、地域産業との連携強化など、専門学校教育の高度化に係る取組

アウトプット（活動目標）

- ◆ 関係機関による連携体制の構築
- ◆ 専門学校教育の高度化の方針に基づくプログラムの開発・実施

アウトカム（成果目標）

- ◆ 戦略17分野及びセンシティブ分野における人材育成プログラムの改善数/修了者数（輩出数）の増加
- ◆ 地元就職率の向上

インパクト（国民・社会への影響）

- ◆ 地域における人材供給体制の維持・強化による持続的な地域経済・生活基盤の確保（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

1 .

現代的健康課題に対応するための 健康教育の推進

(1) 学校保健の推進

(前年度予算額 507,759千円)

令和9年度要求額 649,534千円

1. 趣 旨

多様化・複雑化する児童生徒等の現代的な健康課題に対応するため、外部講師を活用した教育活動の支援や学齢期の健康診断の実施体制の構築の支援、学校健康診断結果等の学校保健情報のデータ連携構築の推進等を通じて、学校保健を一層推進する。

2. 事業内容

(1) 学齢期の健康診断の見直し

- ① 学齢期の健康診断における連携体制構築事業 200,816 千円 (新規)

各自治体において、地域の医療機関や関係行政機関等と連携した健康診断の実施体制の構築を支援するとともに、当該地域の実践を通じて得られた成果等を他地域にも普及する。

- ② PMH を活用した学校保健情報の連携構築事業 100,012 千円 (206,620 千円)

令和8年度に実施する調査研究の成果を踏まえながら、PMH を活用した学校保健情報の連携に関する新たな仕組みの構築について検討を行う。

(2) 保健教育の充実

- ① 現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業 47,558 千円 (47,923 千円)

地域におけるがん教育の取組の成果について、全国への普及を図る。加えて、地域の実情に応じた外部講師を活用し、がんや生活習慣病、歯と口の健康、近視、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育む教育活動を支援するとともに、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症などを抱える人々への共感的な理解を深め、献血への理解等共に生きる社会づくりに向けて、社会に貢献する意欲や態度を養う教育活動を支援する。

- ② 健康教育関係調査費等 52,680 千円 (17,896 千円)

児童生徒等の健康の保持増進等を図るため、各分野において指導を行う際の基礎となる情報の収集等を行うとともに、全国レベルの研究協議大会を開催し、学校保健、学校安全、学校における食育の各分野における取組を推進する。また、学習指導要領改訂に基づく健康教育に関する指導参考資料等を改訂するため、調査研究事業を実施する。

③ 健康教育振興事業

96,906 千円 (96,166 千円)

アレルギー、近視、脊柱側弯症、生活習慣病、歯と口の健康、薬物乱用などの学校保健の現代的な健康課題や学校における健康診断などに関する参考資料・動画の作成、講習会・調査の実施等を行う。

- ・ 交付先：(公財) 日本学校保健会
- ・ 補助率：定額

(3) 養護教諭の業務の支援体制の充実

学校保健・食育推進体制支援事業

64,104 千円 (51,868 千円)

都道府県・指定都市が、養護教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

- ・ 実施主体：都道府県又は指定都市
- ・ 対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・ 補助率：1／3

学校保健の推進



令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)
6億円
5億円
1億円

文部科学省

現状・課題

学齢期の健康診断の見直し

- 学校健康診断は、各学校で学校医・学校歯科医等を中心に実施
- 学校医等の確保が困難な地域がある一方、「攻めの予防医療」として、小児期から切れ目のない予防医療が求められる
- 学校・家庭・医療機関等における学校健康診断情報の双方向のデータ連携について、個人情報保護や情報セキュリティの確保、学校現場の導入・運用負担に配慮した効率的な運用が必要

保健教育の充実

- 子供たちが生涯を通じて自らの健康を管理・改善していくための資質・能力の育成に向け、がん、生活習慣病、歯と口の健康、近視、心の健康等の現代的な健康課題に関する学習の充実が必要
- がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症を抱える人々への共感的な理解、献血への理解等社会に貢献する意欲や態度を養う力の育成が必要
- 医療関係者等の活用も含め、実践的な健康教育の充実が必要

学校保健体制

- 様々な健康課題を抱える児童生徒等へ、きめ細かな対応を行うため、養護教諭の業務体制の強化が必要
- 健康相談、健康観察、保健指導など、養護教諭に求められる役割が変容・増大

対応事業

学齢期の健康診断における連携体制構築事業

- ・学校や学校医等の負担軽減と、小児期からの「攻めの予防医療」の両立を図るため、地域の医療機関や関係行政機関等と連携した実施体制を構築する自治体を支援
- 【委託先：8団体（地方公共団体）】

201百万円（新規）

PMHを活用した学校保健情報の連携構築事業

- ・PMH（Public Medical Hub）を活用した学校保健情報の連携に関する新たな仕組みを検討
- 【委託先：1団体（民間団体等）】

100百万円（207百万円）

現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業

- ・がん教育の成果等の全国への普及のため、シンポジウム等を開催
 - ・現代的な健康課題を指導する際、地域の実情に応じた外部講師の活用を支援
- 【委託先：1団体（民間団体等）】

48百万円（48百万円）

学習指導要領改訂に基づく健康教育の指導参考資料等作成に係る調査研究事業（健康調査費）等

- ・授業モデルを開発し、全国実装に向けて指導用参考資料を改訂
- 【委託先：1団体（民間団体等）】

53百万円（18百万円）

現代的な健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）

- ・アレルギー、近視、脊柱側弯症、生活習慣病、歯と口の健康、薬物乱用等の現代的な健康課題に関する資料作成、講習会・調査を実施
- 【交付先：（公財）日本学校保健会 補助率：定額】

97百万円（96百万円）

学校保健・食育推進体制支援事業

- ・地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校へ派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助
- 【対象校種：公立小・中・高・特支等 補助率：1/3】

64百万円（52百万円）

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

(2) 学校給食・食育の充実

(前年度予算額 183,703千円)

令和9年度要求額 193,714千円

1. 趣 旨

学校給食における地場産物・有機農産物等の使用促進や、それを通じた児童生徒の食育推進に係る調査研究を実施するほか、安全安心で質の高い給食を実施するための業務効率化と給食の質向上を一体的に進める実証研究、食育基本法の改正趣旨を踏まえた多様な食育実践事例集の作成などを通じて、学校給食・食育の充実を図る。

2. 事業内容

(1) 安全・安心で質の高い学校給食の確保

- ① 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等 18,093千円 (18,142千円)

各都道府県の指導主事や退職栄養教諭等に対して、食中毒など、給食における事故の原因やその防止、科学的知見の提供を行う指導者養成講習会を実施した上で、講習会を受講した指導者が域内の調理場に対して衛生管理に関する調査・指導を実施、成果を展開する。

- ② 学校給食業務効率化・質的向上推進事業 40,195千円 (新規)

安全安心で質の高い給食を持続的に実施できるよう、効率的な業務体制を構築するため、調理現場等のデジタル化を含む設備整備、業務効率化を図るとともに、効率化により創出された時間を活用し、各自治体が食材の質、適切な量、食味など、多角的な観点から給食の質を重層的に高める取組を実践する。

学校給食衛生管理基準の改正を踏まえ、その内容を調理現場により浸透させるため、規定の内容、趣旨、留意事項などについて解説した指導資料を作成・配布する。

(2) 学校給食における地場産物・有機農産物の活用

学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業 44,341千円 (50,723千円)

学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解と関心を深めることに繋げるため、食材としての活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出する。

（３）学校における食育の推進

食の指導普及啓発

26,311 千円（34,196 千円）

食育基本法の改正等の趣旨を踏まえ、食育の充実を全国的に推進する基盤を整備するため、多様な食育の実践事例を広く収集・体系化するとともに、それらの事例や学術的成果などを基に、多様な食育の教育効果、実施手順や外部との連携調整のノウハウ、安全管理の留意点などをまとめた事例集を作成し、全国の学校や教育委員会へ向けて効果的に展開する。

また、学習指導要領改訂を踏まえ、教育委員会・学校向け指導資料「食に関する指導の手引」を改訂する。

（４）持続可能な給食実施体制の構築

学校保健・食育推進体制支援事業【再掲】

64,104 千円（51,868 千円）

都道府県・指定都市が、栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る事業に対し、その経費の一部を補助する。

- ・実施主体：都道府県又は指定都市
- ・対象校種：公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・補助率：1／3

学校給食・食育の充実

令和9年度要求・要望額

2億円

(前年度予算額)

2億円



文部科学省

現状・課題

安全・安心で質の高い学校給食の確保

- 学校給食費の抜本的な負担軽減とともに、給食の「質の向上」が必要
- 特に、学校給食衛生管理基準の見直し等を踏まえ、衛生管理の徹底と効率的な給食運営の両立が必要

学校給食における地場産物・有機農産物の活用

- 給食の質向上と食育の充実の双方に資する取組として、地域の状況に応じ、地場産物・有機農産物の活用を一層推進する必要

学校における食育の推進

- 学習指導要領の改訂等を踏まえ、学校における食育の一層の充実が必要

持続可能な給食実施体制の構築

- 多様な健康課題を抱える児童生徒等へのきめ細かな対応や、食を取り巻く現代的な課題に対応するため、栄養教諭の業務体制の強化が必要

対応事業

学校給食に関する衛生管理の調査・指導等

- ・都道府県の指導主事や退職栄養教諭等を対象に、食中毒等の事故防止を扱う指導者養成講習会を実施
- ・指導者による衛生管理の調査・指導を域内へ展開し、徹底した衛生管理を実現

【対象：都道府県指導主事、退職栄養教諭等】

18百万円（18百万円）

学校給食業務効率化・質的向上推進事業

- ・デジタル化を含む設備整備・業務効率化に関する実証研究を通じ、新たな「時間」を創出
- ・献立や味等の質向上に充て、成果と費用対効果を資料化・全国展開

【委託先：1団体（民間団体等）】

40百万円（新規）

学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業

- ・地場産物・有機農産物等を学校給食に活用し、環境負荷低減、食料安全保障、我が国や地域の食文化への理解を深化
- ・食材活用と食育を一体で進める先進事例を創出

【委託先：6団体（地方公共団体）】

44百万円（51百万円）

食の指導普及啓発

- ・改正食育基本法等の趣旨を踏まえた多様な食育実践事例を収集・体系化
- ・教育効果、外部連携のノウハウ、安全管理等の留意点をまとめた事例集を全国展開

【委託先：1団体（民間団体等）】

26百万円（34百万円）

学校保健・食育推進体制支援事業【再掲】

- ・地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校へ派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助

【対象校種：公立小・中・高・特支等 補助率：1/3】

64百万円（52百万円）

※公立学校の給食施設整備は、公立学校施設の整備の内数で別途計上

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

2.

日本人学生の海外派遣、外国人留学生の 受入れ・定着、教育の国際化の推進

(1) 初等中等教育段階からの国際交流促進事業

(前年度予算額 143,558千円)

令和9年度要求額 460,808千円

1. 趣 旨

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。

数値目標としては、「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）において、2033年までに日本人高校生の海外留学生数を12万人、高校段階での外国人留学生数を2万人にするという指標が定められており、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した高校生の海外留学の機会の充実をしていけるよう、取組みの強化を図っていく必要がある。

このため、今後、国、自治体、学校等において国際交流促進のための取組みを推進し、留学生の派遣、受入れの強化や、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進め、初等中等教育段階を通じたグローバル人材の育成を図る。

2. 事業内容

(1) 国費高校生留学促進事業

202,927千円(104,846千円)

国際交流は、異文化理解や友好親善を促進するものであり、特に留学については、外国語（英語）運用能力の強化、コミュニケーション能力の向上等、グローバル人材の育成に効果があることから、自治体や学校等が主催する原則10日以上1か月未満の海外派遣プログラムに、学校教育活動の一環として参加する中学生・高校生等の生徒を対象に、都道府県を通じて支援する。

なお、派遣前の語学学習、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うことを条件とし、学校単位での応募を原則とする。＜補助対象：都道府県＞

支援金額（派遣）：20万円

対象人数（派遣）：1,000人

(2) グローバル人材育成の基盤形成事業

257,881千円(38,712千円)

初等中等教育段階から、異文化体験や同年代の外国人との相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成するため、以下の取組を支援する。

①国際交流・留学環境整備事業

10,365千円(10,328千円)

より早期の段階からオンラインの国際交流活動に取り組むほか、海外との姉妹校提携を促進することによって国際交流の機会を確保し、国際交流や留学への関心を喚起する。また、啓発活動等により留学機運を醸成するとともに、都道府県内に留学支援員を配置し、留学に関する各種相談に応じられるようにする。＜補助対象：都道府県＞

②異文化理解ステップアップ事業 28,651 千円（28,384 千円）

日本語を学ぶ外国人高校生を、高校生の留学・国際交流を扱う民間団体を通じて、日本の高等学校に短期招致（約6週間）することにより、受入先の高校生の異文化体験や相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等の機会を確保する。＜補助対象：民間団体＞

対象人数（受入）：110人

③国際交流・留学プログラム構築推進事業 218,865 千円（新規）

私立高校等において外国人留学生受入に係る環境整備を行うことで、将来両国の懸け橋として活躍する外国人材を育成するだけでなく、留学生との交流を通じて日本人高校生の語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する能力等の向上を目指す。さらに、その成果等の普及を通じて、地域全体で高等学校等のグローバル化を推進する。＜補助対象：都道府県＞

初等中等教育段階からの国際交流促進事業

令和9年度要求・要望額

461百万円

(前年度予算額)

144百万円)



文部科学省

背景・課題

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>」等を踏まえ、グローバルに活躍できる人材育成を強化。

- ・2033年までの目標：日本人の海外留学 高校段階12万人、留学生受入れ 高校段階2万人
中学・高校段階でのオンライン交流100%(中：約10,000校、高：約5,000校)、高校段階での対面交流50%(約2,500校)
- ✓ 小・中段階からの国際交流経験を拡大し、早期からの留学機運を醸成するとともに、**より多くの日本人中学生・高校生の留学のため、経済的支援を含め安心して留学できる環境の整備が急務。**
- ✓ 高校段階の外国人留学生を呼び込み、国際的に開かれた日本社会をアピールするとともに、高校生の国際交流を推進。

事業内容

環境整備

【国際交流・留学環境整備事業】（令和2年度～）

- 海外の学校との交流を支援する団体等の協力を得ながら、小・中・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流活動を推進する。
- 高校生留学を推進するため、海外との姉妹校提携支援を行い、提携に基づく交換留学等の支援を図る。
- 支援件数：都道府県(7か所を予定)
- 支援内容：各都道府県の事情に応じ、上記のほか、啓発活動、留学支援員の配置などを組み合わせ、効果的に施策を推進

10百万円(前年度:10百万円)

派遣事業

【国費高校生留学促進事業】（平成26年度～）

- 自治体、学校等による中学生・高校生の短期留学プログラムへの参加に係る留学経費を支援し、保護者負担を軽減。
- 実践活動を通じた課題にチャレンジをするプログラムを支援。
- 事業規模：1,000人 ■ 支援金額：一人20万円 ■ 支援対象：短期(原則10日以上1か月未満)

203百万円(前年度:105百万円)

受入事業

【異文化理解ステップアップ事業】（平成26年度～）

- 日本語を学ぶ外国人高校生を、民間団体を通じて日本の高等学校に短期招致。
- 受入先高校での国際交流を通じ、高校生の国際的視野の涵養を図る。
- 事業規模：110人（6週間程度） ■ 支援件数：民間団体(2件を予定) ■ 支援経費：渡航費、選考や受入等に要する経費等。
- 【国際交流・留学プログラム構築推進事業】
- 外国人留学生の受入れにかかる教育プログラムの開発や支援体制の構築を行い、その成果を地域に普及する取組を支援。
- 支援対象：私立高校等 ■ 支援件数：30校程度

29百万円(前年度:28百万円)

219百万円(新規)

対面・オンライン国際交流の促進、高校生の留学機運の醸成

アウトプット（活動目標・指標）

- ・国の留学経費の支援を受けて留学した生徒の数

短期アウトカム（成果目標）

- ・将来留学したいと思う高校生の増加

長期アウトカム（成果目標）

- 2033年までに
 - ・日本人高校生の海外留学生数を12万人にする
 - ・高校段階での外国人留学生数を2万人にする



※アウトカムについては、本事業のみならず様々な施策の組み合わせで達成を目指す。

(担当：総合教育政策局国際教育課)

(2) アジア高校生架け橋プロジェクト+

(前年度予算額 230,280千円)

令和9年度要求額 236,431千円

1. 趣 旨

平成29年の安倍元総理大臣スピーチを受けて、アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘し、日本人高校生との国際交流を深める「アジア高校生架け橋プロジェクト」を平成30年度から令和4年度にかけて実施してきた。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、5年間で21か国、974名の高校生を招聘し、直接的な交流機会を通じた、日本人高校生のコミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進、外国人高校生の日本社会や文化への理解促進など、我が国のグローバル人材育成において大きく貢献し成果を上げている。

グローバル化が加速する社会経済において、留学生の派遣、受入れの強化や、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進めることは重要である。

このため、これまでの事業の成果を生かし、アジア諸国を中心に新たにG7など先進国も含め日本語を学ぶ優秀な高校生を、日本全国の高校に招聘し、日本人高校生との国際交流を深めるプロジェクトを実施するとともに、本プロジェクトにおいて招聘した留学生と日本人高校生が交流する「国際交流キャンプ」を開催し、国際的に活躍できる人材育成を推進する。

2. 事業内容

アジア諸国を中心に新たにG7など先進国も含め日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘する。日本各地でホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。より多くの日本人高校生が海外の高校生との国際交流を経験するとともに、海外の高校生が日本の教育、文化を経験する。

また、招聘した優秀な留学生と日本人高校生とが国際社会での現実に即した英語交渉などを通じて交流する「国際交流キャンプ」を開催し、より効果的に国際交流体験を推進する。

これにより、日本の高校生の留学意欲や国際的素養が向上するとともに、当該事業の国際交流を通して、日本とアジアを中心とした世界の高校ネットワークの構築や、互いの国に精通したリーダー、架け橋となるような人材の育成を目指す。

対象人数（受入）：100人

＜補助対象：民間団体等＞

アジア高校生架け橋プロジェクト +

令和9年度要求・要望額 236百万円
(前年度予算額 230百万円)



文部科学省

- 平成29年の安倍晋三元総理大臣のスピーチを受けて平成30年度から令和4年度にかけて日本語を学ぶアジアの優秀な高校生を半年から10か月程度日本に招致する事業を実施。
- 5年間で1,000人の目標に対し、974名の招聘を実現。

【成果】(1期～5期)

- ・留学生が帰国後、日本への印象が良くなったとの回答が91%
- ・帰国生が国費留学生など日本の大学等へ進学 9.2%
- ・日本人高校生の留学生の出身国に対する理解や関心の高まり 90.9%
- ・日本人高校生の語学習得に対する意識の変化 70.8%

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での地域交流・体験学習等が十分に行えなかった。
- ・学校内の取組から留学生との地域的な交流機会を促進し留学機運の更なる醸成が必要。

【方向性】

- アジア諸国を中心に、より効果的な国際交流の仕組みを構築しつつ、招聘事業を実施
- 留学生と日本人生徒が共同生活を行い、国際理解を深める機会を創出

事業内容

- アジア諸国を中心に日本語を学ぶ優秀な高校生100人を5か月程度、日本全国の高校に招聘。
- 全国各地でホームステイや寮生活をしながら日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。
- 文化体験、地域交流、国内企業での体験学習や視察等を実施。
- 留学生と日本人生徒が参加する国際交流キャンプを実施し、英語交渉や文化発信を含む、高度で効果的な国際交流を促進

- ★グローバル社会における我が国の未来を担う人材育成
- ★互いの国に精通したリーダー、架け橋となる人材の育成
- ★諸外国との国際交流、相互交流、友好親善を促進

- 実施団体：民間団体等
- 事業期間：5年間（令和5年度～令和9年度）
- 支援内容：招聘生の選考・研修に係る経費、渡航費、高校やホストファミリーでの受入に係る経費
国際交流キャンプの実施に伴う経費 等

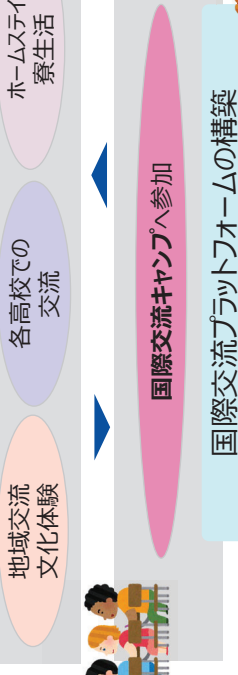
アウトプット（活動目標・指標）

- ・事業により、日本に招聘した高校生数

短期アウトカム（成果目標）

- ・学生・社会人として日本に再来日を希望する外国人高校生の増加
- ・将来留学したいと思う高校生の増加

世界各国から日本へ優秀な留学生を受入



異文化理解・架け橋となる人材育成
持続的な留学機運の醸成



長期アウトカム（成果目標）

- 2033年までに
- ・高校段階での外国人留学生数を2万人にする
- ・日本人高校生の海外留学生数を12万人にする

(担当：総合教育政策局国際教育課)

3 . 各教育段階の負担軽減による 学びのセーフティネットの構築

(1) 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

（前年度予算額	164,898,611千円）
令和9年度要求額	165,560,049千円

1. 趣 旨

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等（※）に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を都道府県に対し交付する。

2. 事業内容

小学校段階（公立）の学校給食費に係る食材費を支援する。

（国1／2、都道府県1／2）

・支援額（※1）：給食実施校の在籍児童数（※2）×基準額（※3）×11か月×1/2

※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、基準額との差額を支援

※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童等を除く

※3：都道府県からの申請が、基準額を下回る場合には、その金額

・基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）

・非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針（令和8年8月5日閣議決定）に基づく、飲食料品に係る消費税率の引下げの基準額の反映については、概算要求時点においては考慮せず、予算編成過程において関係省庁と調整する。

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1,656億円
1,649億円



子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等に基づき、給食費負担軽減交付金を都道府県に交付。
自治体を通じて、月額基準額までの保護者負担を軽減（個人ではなく自治体向けの支援策）

交付の流れ



対象・算定

- 小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援
(国1/2、都道府県1/2)

$$\text{支援額} = \text{給食実施校の在籍児童数} \times \text{月額基準額} \times 11\text{か月} \times 1/2$$

- ※1 特別支援学校小学部は、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、基準額との差額を支援
- ※2 毎年5月1日現在。生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童等を除く
- ※3 都道府県の申請額が右記の基準額を下回る場合は、その申請額
- 基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収可能
(特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能)
- 非喫食者の取扱い は 学校設置者の判断
(交付金は、非喫食者を含む在籍児童数で算定)

各般の合意等

- 『自由民主党、公明党、日本維新の会 合意』（令和7年2月25日）
- 『学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について』（令和7年12月18日）
自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム
- 『三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について』（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

月額基準額(案)（令和9年度）

食料の消費者物価指数の伸び約3.4%を加味
(令和8年4～6月平均と前年同月平均との比較)

〔〕内は令和8年度における基準額

給食区分	小学校・義務教育学校 前期課程	特別支援学校 小学部
完全給食	5,400円 〔5,200円〕	6,400円 〔6,200円〕
補食給食	5,000円 〔4,800円〕	6,000円 〔5,800円〕
ミルク給食	1,250円 〔1,200円〕	1,250円 〔1,200円〕

完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず
補食給食：ミルク＋おかず
ミルク給食：ミルクのみ

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

4 .

生涯を通じた障害者の学びの推進

（１）学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

（前年度予算額 115,715千円）

令和9年度要求額 143,811千円

１．趣 旨

平成 26 年の障害者権利条約の批准や平成 28 年の障害者差別解消法の成立等により、学校卒業後の障害者に対する生涯学習の機会の確保が求められている。「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月閣議決定）や「教育振興基本計画（第4期）」（令和5年6月閣議決定）において障害者の学びの支援や生涯学習の充実が言及されるなど社会からの要請がある。

近年では、改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月）や「こどもまんなか実行計画2026」（令和8年6月こども政策推進会議決定）において、障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容の推進等において「ライフステージに応じて、生涯にわたる学習機会を確保することや将来の自立、社会参加を支援する」ことが掲げられ、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」（令和8年7月公布、令和9年4月施行）においては、医療的ケア者や重症心身障害者の生涯学習の推進が法改正に伴い新たに言及されたほか、令和8年7月3日に開催された中央教育審議会生涯学習分科会社会教育特別部会で示された「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について」（審議経過報告（案））において、障害者等の多様な人々が集い、参加者同士が相互理解を深める機会を増やすことを通じた共生社会の実現や、障害者等の活躍の場や居場所づくりの充実などが言及されている。

これらを踏まえ、障害者の生涯学習の推進を図るため、（１）共生社会の実現に関する調査研究による現状分析や実態把握、課題の整理等を行うとともに、（２）多様な主体や手法による学びのプログラムに取り組む実践研究を通じて、合理的配慮の提供モデルを含む先進的な学びの好事例やノウハウ、生涯学習プログラムの開発や持続可能な連携・支援体制の構築モデルを蓄積し、（３）これらの成果の普及や、障害者の生涯学習の充実に資する教育と福祉などの分野を超えた連携を進めるため、関係者が集うコンファレンス（会議・協議会）等を開催して普及・啓発を推進する。これら一連の事業を実施することにより、障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現を目指す。

２．事業内容

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、障害者の日常生活の近くにある市区町村等における取組を中心に、福祉関係者等との連携などにより、合理的配慮等を考慮した障害者の持続的な学びの基盤を整備する。

(1) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究 15,244 千円 (3,366 千円)

① 障害者を対象とした生涯学習プログラムに関する調査

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因について、障害当事者や実施主体として期待される自治体・社会教育施設、高等教育機関等に対して定期的な調査を行う。

② 医療的ケア児支援法の改正を踏まえた実態調査等

医療的ケア児支援法の改正で明記された、医療的ケア児等及び重症心身障害者の学習機会の確保、生涯学習の推進に必要な措置を講ずるために必要な実態調査等を行う。

(2) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 102,791 千円 (89,231 千円)

① 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」の形成による持続的な連携体制を構築する。

② 社会教育を活用した障害者の生涯学習機会の連携モデルの構築

障害者が地域で暮らし、自分らしくいきいきとした生活を送るための学びの機会の充実を目的に、コーディネーターを配置し、社会教育関係者や福祉関係者等が連携した生涯学習機会のモデルを構築する。

③ 障害者の移行期における生涯学習プログラムの開発等

障害のある若年層（18 歳から 24 歳、いわゆる「移行期」）が、社会に出てからも継続して学び続けられる機会の創出に向け、大学等の教育機関を活用し、障害の有無に関わらず同世代の若者等と一緒に学ぶ（学びあう）場づくりを進めるための持続可能な生涯学習プログラムの開発や大学間の連携体制構築の取組を実施する。

なお、いずれのメニューを実施する場合でも、障害者差別解消法の施行を踏まえた合理的配慮の観点を盛り込むものとする。

(3) 普及・啓発活動の強化 25,776 千円 (23,118 千円)

障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向け、教育と福祉などの分野を超えた関係者の連携を図るためのコンファレンス（会議・協議会）や、先進的な学習プログラム、ICT を活用した新しい学び、読書バリアフリーを含む情報保障など、障害者の学びに関係するテーマを設定し、参加者同士が対話する障害者参加型のフォーラムなど、障害者の生涯学習の充実に資する普及・啓発活動を実施する。

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業



令和9年度要求・要望額 144百万円
(前年度予算額 116百万円)

文部科学省

趣旨・背景

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行など、合理的配慮を含む**共生社会**への意識の高まりがあり、**学校卒業後の障害者の生涯学習機会の確保**が社会から求められている。**医療的ケア児支援法改正**による重度の障害者の学びの機会の確保や、中教審での**障害者を包摂する社会教育の在り方の検討**など、障害者の学びに係る喫緊の課題への対応が急務である。

本事業では、学校卒業後の障害者の学びに関する**実態把握・体制構築・モデル開発・普及啓発**等の取組の推進を通じて、「**障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会の実現**」を目指す。

事業内容

1 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究 15百万円 (3百万円)

障害者が生涯学習活動に参加する際の障害要因・促進要因を把握するため、障害者や自治体、社会教育施設、大学、民間団体などを対象とした**定期的な実態調査や喫緊の課題に対応した調査研究**等を実施。

- ① 障害者を対象とした生涯学習プログラムに関する調査 (3百万円)
- ② **医療的ケア児支援法の改正を踏まえた実態調査等** (12百万円)

2 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 103百万円 (89百万円)

(1) **地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築** 65百万円 (52百万円)
都道府県等が中心となり、大学や特別支援学校、NPO等が参画する**持続的な連携体制の整備**に向けた「**地域コンソーシアム**」の形成による持続可能な生涯学習支援体制を構築。

(2) **社会教育を活用した障害者の生涯学習機会の連携モデルの構築** 31百万円 (31百万円)
地域における学びの機会の充実を目的に、コーディネート者を配置し、**社会教育関係者と福祉や労働等の関係者が連携**した生涯学習機会のモデルを構築。

(3) **障害者の移行期における生涯学習プログラムの開発等** 7百万円 (7百万円)
学校卒業後の障害者の**継続的な学びの機会**や同世代の若者等の社会との接点となる**居場所**づくりを目的として、持続可能な**生涯学習プログラムの開発や、大学間の連携体制の構築**の取組を実施。

3 普及・啓発活動の強化 26百万円 (23百万円)

障害者の生涯学習の充実には**教育と福祉など分野を超えた連携**を進め関係者を増やすことが重要。学びの場の担い手育成や学習環境の充実を図るため、障害者や支援者、行政など関係者が集う**コンファレンス(会議・協議会)**や**障害者参加型のフォーラム**等の普及啓発活動を実施。

アウトプット(活動目標)

- ① 実践研究事業による都道府県等の**連携体制の構築**
- ② **多様な生涯学習プログラムのモデル開発・実施**
- ③ 普及・啓発事業の実施による成果の共有

中期アウトカム

- ① 自治体の行政計画への記載等、**関心度の高まり**
- ② 障害者のニーズに対応した**生涯学習プログラムの増加**
- ③ 障害者の生涯学習の**担い手人材が増加**

長期アウトカム

学校卒業後の障害者の身近に**生涯学習の機会**が充実している、**障害の有無に関わらず、共に学び生きる共生社会が実現**。

(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

「障害者基本計画(第5次)」(令和5年3月閣議決定)

- 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、(略) **障害者の各ライフステージにおける学びを支援**する。(略) **障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる**。
- 障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、**訪問支援を含む多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供・充実**する。

「教育振興基本計画(第4期)」(令和5年6月閣議決定)

- 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、**障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る**。

「こども未来政策推進計画2026」(令和8年6月こども政策推進会議決定)

- 障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包摂の推進等、**ライフステージに応じて、生涯にわたる学習機会の確保**など、その発達や将来の**自立、社会参加を支援**する。

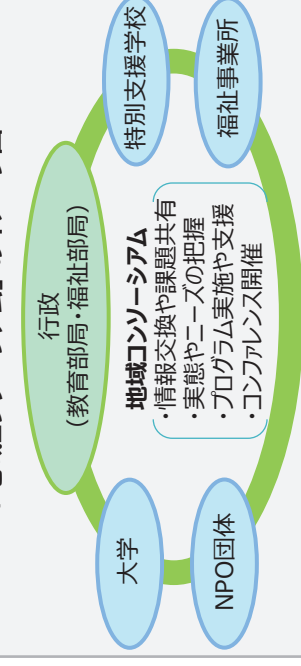
「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和8年7月閣議決定)

- **医療的ケア児等の障害児支援やインクルージョン(略)を推進**する。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」(令和8年7月公布、令和9年4月施行)

- 国及び地方公共団体は、**医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保**するため、それらの者の**生涯学習の推進に必要な措置を講ずる**ものとする。

「地域コンソーシアム」のイメージ図



行政を中心に、多様な関係者が集まり、地域の障害者の生涯学習に関する情報を共有、相互連携し、多様な学びの場を構築

5.

**秩序ある共生社会の実現に向けた、
外国人児童生徒等への教育等の充実・
外国人等に対する日本語教育の推進**

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ

令和9年度要求・要望額 113億円 + 事項要求
(前年度予算額 31億円) × 創科学習

- 日本語教育は、我が国において全ての人が共に生きるための共通の基盤であり、日本で生活する外国人の子供や大人の教育環境を整えることは、学校現場の負担軽減や全ての子供の教育の質の確保、秩序ある共生社会の実現にもつながる。
- このため、国が主導し、在留許可手数料の見直し等により確保した財源も最大限活用して、①子供から大人までの切れ目ない総合的な支援により、②同時進行する「集住化」「散在化」「母語の多様化」それぞれに対処する。

来日前

集 住 化 | 散 在 化 | 母 語 の 多 様 化

R9 概 算 要 求 額 (前 年 度 予 算 額)

就学促進の支援強化

278百万円(95百万円)

就学促進に向けた自治体の取組を支援、就学促進等の指針の改訂・周知

来日直後

プレススクール・プレクラス※の支援強化

5,498百万円【新規】

プレススクール・プレクラス※の全国展開に向けた支援、教材等の作成

※ プレススクール：主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、プレクラス：主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組

就学前

学校における日本語指導体制の充実

3,183百万円(1,408百万円)

日本語指導員等の拡充、教員の定数改善、外部の専門人材の積極的な活用

※教員定数は、1兆7,251億円の内数(1兆7,118億円の内数)

学校における日本語指導内容の充実

生成AIやオンラインの活用を含む、指導内容・方法に関するガイドライン

特別の教育課程の活用推進／個別の指導計画の改善／情報検索サイトの機能強化や教材等の充実

教師等の養成・採用・研修による指導力の向上

教員養成課程における内容の充実／日本語指導経験者の採用／リーダー養成に向けた研修の普及

進学・就職へのきめ細かい支援の促進

キャリア教育・支援の取組方法や実践事例の普及 等

地域日本語教育の質の向上と機会の拡充

1,267百万円(747百万円)

地域日本語教育の実施に関するガイドラインの策定

空白地域解消に向けた体制整備 等

質の高い日本語教育体制の強化

1,030百万円(840百万円)

登録日本語教員向けの研修の充実や日本語教員試験の受験機会の拡大(CBT化)

大人

学校への就学を促進

日本語・生活学習
プログラム(仮称)
の創設 入管庁と連携

【事項要求】

来日前・入国後の
日本語学習のため
のキャリアラム・教
材の作成 等

子供の就学状況等を
親の在留審査におけ
る考慮要素とするこ
とについて、入管庁
等において検討

「日本語・生活学習プログラム(仮)」
の創設に向けた検討課題と留意事
項について (令和8年7月 法務大
臣政務官PT) [抜粋]

受入れ機関の役割については、外
国人の受入れによる裨益の観点を
踏まえ、より踏み込んだ検討をすべ
ぎである。

※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も
踏まえて検討。

外国人児童生徒等への教育の充実

令和9年度要求・要求額 8,959百万円
前年度予算額 1,504百万円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

入国・就学前

- ・約9千2百人が不就学の可能性
- ・新規入国者による年度途中の転・編入増

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人
- ・うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.4%が中退
- ・大学等進学率は41.2%

進学・就職へ

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～) 278百万円 (95百万円) (拡充)

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
- ・就学状況等の把握、就学ガイダンス等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
- 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 3,007百万円 (1,396百万円) (拡充)

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
- ・拠点校方式による指導体制構築
 - ・日本語指導員、母語支援員派遣
 - ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 - ・高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
- 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

プレスクール・プレクラス (初期日本語指導等) 支援強化事業 5,498百万円 (新規)

- ＜支援メニュー＞
- ・就学前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援。(定額補助)
 - ・国において、自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等を行うとともに、プレスクール・プレクラス (初期日本語指導等) の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。(委託事業)
- ⇒ (本事業により達成される成果) 外国人児童生徒の在籍学校への円滑な移行、学校の負担軽減が実現される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 115百万円 (12百万円) (拡充)

- ・ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
- 外国人児童生徒等の自立的な学びを促進するとともに、学校における児童生徒および保護者への支援の充実を図るため、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行うとともに、コンテンツの拡充等を行う。
- ・アドバイザーによる指導・助言
 - ・外国人の子供の就学状況等調査等
- ⇒ (本事業により達成される成果)
- 教員等の必要情報への迅速なアクセスにより指導の質の向上がなされ、全ての地域で外国人児童生徒等が自立的に学ぶことができる環境が整備される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.8百万円 (0.7百万円)

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 60百万円 (新規)

(担当：総合教育政策局国際教育課)

【外国人児童生徒等への教育の充実】

（１）プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

（新規）

令和９年度要求額 5,497,995千円

１．趣 旨

我が国には外国人が令和７年末時点で約４１３万人在留している。今後、更なる在留外国人の増加が見込まれている。

こうした背景に伴い、公立の小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数も、この９年で２倍と大幅に増加している。さらに、母語や文化的背景等の多様化や、地域内に専門性を有した支援人材が不足している等の理由から、教育の質の確保が難しく、教育支援の地域格差が生まれている等の課題が指摘されており、地域の実情に応じた指導体制の構築等を進める必要がある。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」（令和８年７月２１日閣議決定）を策定し、「外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、（中略）、プレクラス等の全国展開（後略）、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。」と明記したことから、最重要課題として、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を拡充し、推進する必要がある。

また、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していくために策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和８年改訂：令和８年１月２３日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等には、プレスクールの実施等が明記されている。

文部科学省としては、これらを踏まえ、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、就学直前や就学初期段階における日本語指導等の推進を通して就学を促進するなど、全国的な教育機会の確保・教育水準の確保を図るため、以下の取組を行う。

２．事業内容

（１）プレクラス等設置促進【補助事業（定額）】 5,177,738千円（新規）

全国の自治体において、就学前の日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、教育課程外の取組みであるプレクラス等を設置し、集中的に初期日本語や学校生活の適応を図るためのプログラムを実施したり、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援する。

(2) プレクラス等の普及促進及び効果的な実施手法開発等【委託事業】

320,257 千円（新規）

自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開の効果的な実施手法を開発するとともに、全国のプレクラス等で利用する標準教材等の開発や運用マニュアル等を整備し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等を実現する。

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

令和9年度概算要求・要望額 5,498百万円（新規）
文部科学省

現状・課題

- ✓ 在留外国人数はR7末で413万人となり過去最高。そのうち、家族滞在が約35.2万人（R6から新規入国者4.7万人増加）。
 - ✓ 併せて、公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人（R5から1.6万人増加）し、集住化・散在化・母語の多様化が進行
 - ✓ 新規入国者の年度途中の転・編入により、学校における初期段階の指導体制の整備が追いつかない
- ⇒ **学校における学習への円滑な接続及び学校の負担軽減のため、集中的な日本語初期指導環境の整備が不可欠**

事業内容

就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む**初期日本語指導等に取り組み自治体の運営を支援**。また、国において、**自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等**をすとともに、**プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）（以下、プレクラス等という）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備し普及**することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。

1. プレクラス等設置促進 全国の自治体におけるプレクラス等の 設置促進（5,178百万円）

取組内容

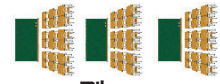
- **日本語指導**：サバイバル日本語、日本語基礎
- **生活適応指導**：持ち物・朝の会・休み時間・給食・防災・安全に係る指導
- **保護者ガイダンス** 等

<取組例>

自治体への支援（約40自治体）

標準プレクラス等の展開

- ・1クラス当たりの指導人数：5人
 - ・指導期間：8週間
 - ・1クラス当たりの指導員等
日本語指導員：2名※
母語支援員：2名※
- ※オンラインの場合1名



その他

- ・プレクラス等の取組を実施する自治体に対する支援
- ・施設長や外国人児童等教育相談員の派遣
- ・日本語指導員（拠点におけるオンライン指導）の派遣
- ・スクールバスの運行 等

【事業の流れ】



初期支援体制の整備・実施

- ・初期支援体制の構築を支援し、集中的に日本語や生活について学ぶ環境を整備促進。
- ・プレクラス等運用マニュアルや教材等を開発

学校における学習への円滑な接続・成果まとめ

- ・学校における教科の学び、日本語指導へ接続させるとともに、実施手法や成果を全国に共有
- ・プレクラス等運用マニュアルや標準教材等を整備・普及

更なる全国展開へ

- ・初期支援の充実を図る自治体の導入を支援
- ・プレクラス等の質的保障の実現

（担当：総合教育政策局国際教育課）

(2) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

(前年度予算額 1,491,326千円)

令和9年度要求額 3,345,136千円

1. 趣 旨

我が国には外国人が令和7年末時点で約413万人在留している。今後、更なる在留外国人の増加が見込まれている。

こうした背景に伴い、公立の小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数も、この9年で2倍と大幅に増加している。さらに、母語や文化的背景等の多様化や、地域内に専門性を有した支援人材が不足している等の理由から、教育の質の確保が難しく、教育支援の地域格差が生まれている等の課題が指摘されており、地域の実情に応じた指導体制の構築等を進める必要がある。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）を策定し、「外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、(中略)、プレクラス等の全国展開（後略）、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。」と明記したことから、最重要課題として、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を拡充し、推進する必要がある。

また、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していくために策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和8年改訂：令和8年1月23日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」には、補助事業である「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、学校での日本語指導体制の構築を図ること等が明記されている。

文部科学省としては、これらを踏まえ、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、就学を促進するとともに、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、全国的な教育機会の確保・教育水準の確保を図るため、以下の取組を行う。

2. 事業内容

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 3,345,136円（1,491,326千円）

I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 【補助率 1/3】

3,007,427円（1,396,113千円）

帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指

導の充実、登録日本語教員の活用を含めた指導・支援体制の整備、多言語翻訳システムや遠隔指導等 ICT の活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育をはじめとした支援の充実等、自治体の外国人児童生徒等の教育の充実に係る取組に対して支援する。＜補助対象：都道府県・市区町村＞

Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業【補助率 1/3】

277,692 円（95,213 千円）

生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情により、就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進するため、自治体が行う就学状況の把握、就学ガイダンスや学校外での就学につなげるための日本語指導や学習習慣の確保に係る指導等自治体の取組に対して支援する。＜補助対象：都道府県・市区町村＞

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化

60,017 千円（新規）

日本語指導が必要な児童生徒が急増している現状を踏まえ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」の事業目的を果たすため、企画評価会議の開催等を通してより効果的な運用を図る等、帰国・外国人児童生徒等教育を推進する。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

3,345百万円
1,491百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人(約10年間で約2倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約9千1百人

⇒ **外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導員や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠**

事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する

きめ細かな支援事業 (拡充)

(事業期間: H25~)

予算額 : 3,007百万円 (1,396百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

II. 外国人の子供の就学促進事業 (拡充)

(事業期間: H27~)

予算額 : 278百万円 (95百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 (新規)

(事業期間: R9~)

予算額 : 60百万円

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導員、母語支援員の派遣
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

(参考) 令和7年度補助実績

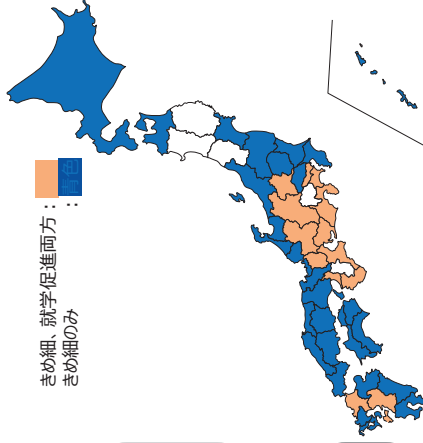
【きめ細事業実施】

3 3 都道府県
1 9 指定都市
3 1 中核市
1 3 8 市区町村

【就学事業実施】

2 都道府県
6 指定都市
4 中核市
2 3 市区町村

きめ細、就学促進両方:
きめ細のみ



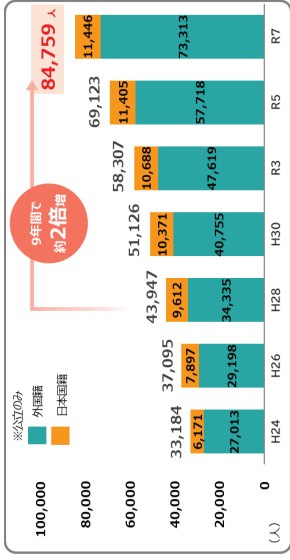
<関連する政府方針(抄)>

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(R8.7.21閣議決定)

- ・(略)併せて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設に向けた取組や、プログラズ等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組をはじめ、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(R8.1.23関係閣僚会議決定)

- ・令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援を拡充する。



アウトプット (活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加(1. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加(II. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム (成果目標)

初期 (令和6年頃)

- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される

- 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム (成果目標)

中期 (令和8年頃)

- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される

- 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム (成果目標)

長期 (令和10年頃)

- 全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える

- 全ての日本語指導が必要ない児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができるようになる

(担当: 総合教育政策局国際教育課)

(3) 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

(前年度予算額	12,259千円)
令和9年度要求額	115,302千円

1. 趣 旨

我が国には外国人が令和7年末時点で約413万人在留している。今後、更なる在留外国人の増加が見込まれている。

こうした背景に伴い、公立の小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数も、この9年で2倍と大幅に増加している。さらに、母語や文化的背景等の多様化や、地域内に専門性を有した支援人材が不足している等の理由から、教育の質の確保が難しく、教育支援の地域格差が生まれている等の課題が指摘されており、地域の実情に応じた指導体制の構築等を進める必要がある。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）を策定し、「外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、(中略)、プレクラス等の全国展開（後略）、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。」と明記したことから、最重要課題として、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を拡充し、推進する必要がある。

また、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していくために策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和8年改訂：令和8年1月23日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」には、情報検索サイト「かすたねっ」の掲載教材等の充実、外国人児童生徒等教育アドバイザーの伴走支援の実施、高等学校におけるキャリア教育や進路指導の取組の充実等が明記されている。

文部科学省としては、これらを踏まえ、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、就学を促進するとともに、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、全国的な教育機会の確保・教育水準の確保を図るため、以下の取組を行う。

2. 事業内容

全国的に増加する外国人児童生徒等への教育支援体制の構築や一層の充実にむけて、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねっ」の運用やコンテンツの拡充等を行うとともに、アドバイザーによる自治体等への

指導・助言による伴走支援、就学・受入れ状況に係る実態把握のための継続的な調査等を行う。

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業



令和9年度要求・要望額 115百万円
(前年度予算額 12百万円)

文部科学省

現状・課題

〇公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約8.5万人（9年間で約2倍）と増加。全国的な集住・散在化、母語の多様化も進行。また、そのうち、特別な配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が約1割存在する。このような状況において、外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、基盤整備を強化する必要がある。

〇令和8年1月に策定された「総合的対応策」では、研修動画等の一元化・情報検索サイトの充実、アドバイザーによる伴走支援等の実施が盛り込まれた。また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書」（令和8年6月）においても、掲載教材の充実、活用の促進等について提言がなされ、速やかに実施することが求められている。

事業内容

1. ポータルサイト「かすたねと」の運用・改善 100百万円（3百万円）

- 外国人児童生徒等の自律的な学びを促進するとともに、学校における児童生徒および保護者への支援の充実を図るため、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねと」の運用を行うとともに、コンテンツの拡充等を行う。

➢ 利用対象の拡大・サイト全体の多言語化

現行の教員・支援者向けの「教材・文書検索」が中心であったポータルサイトを、児童生徒や保護者にも対象を広げ、サイトを多言語化することにより、それぞれの立場に応じて必要な情報にアクセスし、学びを進められるような「総合ポータルサイト」に刷新する。

➢ 掲載教材・コンテンツ等の拡充

日本語指導や教科学習の教材等について、発達段階や教科に応じた教材や初期段階の日本語教材、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書などを充実させるとともに、研修動画の一元化及びコンテンツの拡充等を行う。



2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置・運営 3百万円（3百万円）

（事業期間：令和元年度～）

- 外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、新たに外国人児童生徒を受け入れる自治体や学校における指導体制の構築等について伴走支援を実施、全国的な体制整備を図る。



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査 12百万円（6百万円）

（事業期間：平成3年度～）

- 外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施（毎年度）するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施（隔年度）し、分析を行う。



アウトプット（活動目標）

外国人児童生徒等の教育に関する
掲載教材・コンテンツの拡充等の実施

短期アウトカム（成果目標）

教員・児童生徒・保護者の必要情報への
迅速なアクセスが実現し、学びが促進される

長期アウトカム（成果目標）

全ての地域で、外国人児童生徒等が
自律的に 学ぶことができる環境が整備される

（担当：総合教育政策局国際教育課）

外国人等に対する日本語教育の推進



令和9年度要求・要望額 2,297百万円 + 事項要求
(前年度予算額 1,587百万円)

文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和7年末で約413万人。過去30年で約3.03倍に増加し、日本語学習者も令和6年で約29万人である。令和9年度には就労等を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度が施行されるなど、我が国の状況も急速に変化している。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化したが見込み。

政府として、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月決定）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1

全国日本語教育機関の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

1,205百万円 (615百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や日本語教育機関・多様な取組を行う関係機関等と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを実施。

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

－大人・子供の日本語教育に対応するセンター機能の整備（総合調整会議の設置等）、

地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置

－域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施

・自治体向け会議・研修等の開催、優良事例の全国的な普及

②日本語教室空白地域解消の推進強化

62百万円 (131百万円)

日本語教室がない市区町村（日本語教室空白地域）に対し、地域日本語教育スタートアッププログラム・セミナー等を実施。

（日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームの派遣、

日本語教室の開設・安定化に向けた支援 等）

日本語学習機会のない外国人のために、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）を提供。

（「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツ等）

2

日本語教育の向上等

①日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)

227百万円 (212百万円)

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発・試行
・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の展開

②日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)

543百万円 (369百万円)

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。

・日本語教育機関の審査等、
・日本語教員試験の実施、
・日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用保守 等

③日本語教育に関する調査及び調査研究

16百万円 (16百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究（登録日本語教員等の処遇改善に関する調査研究を含む）を実施。

④省庁連携日本語教育基盤整備事業等

日本語教育を推進するため、以下を実施。8百万円 (8百万円)

日本語教育推進関係者会議の開催、日本語教育大会の開催、日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

3

日本語教育の創設

①秩序ある共生社会に向けた日本語学習プログラム構築事業(新規)

事項要求(新規)

我が国に在留する外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習する「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設のため、日本語学習に係る以下の取組を実施。

・入国前及び入国直後、在留中期以降の生活に必要な日本語能力を習得するための日本語学習プログラムの作成
・認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用した日本語学習プログラムの実施に向けた体制整備や実施方法に関する実証研究

条約難民等に対する日本語教育

236百万円 (236百万円)

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

アウトプット(活動目標)

・地域日本語教育の全国展開

・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増

(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増

(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

・日本語教育の質の維持及び向上

・外国人との共生社会への寄与

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

【外国人等に対する日本語教育の推進】

（１）外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

（前年度予算額 615,170千円）
令和9年度要求額 1,205,185千円

１．趣 旨

「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定、令和7年9月5日改定。以下日本語教育の基本方針」という。）に掲げられた国及び地方公共団体の責務に基づき、地方公共団体が日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を実施するために必要な経費の一部を補助する。また、企画評価会議や優良事例等の普及・連携強化等も行い、もって、地方公共団体が、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、関係機関等と有機的に連携しつつ、誰もが持つ生活者としての側面に着目した「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

２．事業内容

（１）企画評価会議の実施

6,520千円（6,497千円）

地方公共団体が応募するプログラムの選考を行うとともに、採択となった地方公共団体が行う事業に対する指導助言を行う。

（２）地域日本語教育の総合的な体制づくり推進

1,167,977千円（577,985千円）

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月関係閣僚会議決定）、日本語教育推進法、及び日本語教育の基本方針等を踏まえ、全国的な日本語教育の更なる推進に向け、以下に掲げる地域における日本語教育の総合的な体制づくり、及び日本語教育事業に対する補助を行う。

①広域での総合的な体制づくり

都道府県・政令指定都市が、地域日本語教育の環境を強化するために、関係機関と連携して行う、大人・子供の日本語教育に対応するセンター機能の整備に係る取組を支援する。（補助率：1/2を上限）

- ・ 総合調整会議の設置
- ・ 域内の計画策定や関係機関との連絡調整
- ・ 各地域への指導助言等を行い域内の司令塔機能を担う「総括コーディネーター」の配置

- ・ 地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」の配置
- ・ 日本語教育施策の協議 等

②地域の日本語教育水準の維持向上

都道府県・政令指定都市が整備した体制のもとに、日本語教育人材を活用し、関係機関と連携して実施する地域日本語教育の以下取組（ICT の活用、教材作成、研修等を含む）を支援する。

ア 域内への普及・啓発のための先導的な日本語教育の実施（教育プログラムにおける ICT の活用、教材作成、研修等に係る経費を含む）（補助率：1/2 を上限）

イ 外国人が「自立した言語使用者」として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるようにするため、「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした以下 i 及び ii に該当する取組（補助率：最大 2/3）

i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を参照した質の高い日本語教育

ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

③都道府県等を通じた市区町村への支援

日本語教育を推進するため、以下取組を支援する。（間接補助）

- ・ 市区町村が、都道府県を始めとする関係機関と連携して行う日本語教育
- ・ 日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動 等

（補助率：1/2 を上限。ただし、2（2）②イの取組を実施する市区町村については補助率：2/3 を上限）

（3）総合的な体制づくりの優良例等の普及・連携強化 30,688 千円（30,688 千円）

日本語教育推進法、日本語教育の基本方針、及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを踏まえ、上記取組の優良事例の普及、各地が抱える日本語教育の様々な課題とその取組状況についての情報を共有・流通し、課題解決のための連携強化及びネットワーク化を図るための場として、全都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者による日本語教育推進のための連絡会議を全国3地域に分けて開催するとともに、補助事業により配置された全実施団体の総括コーディネーターの協議会を開催する。

併せて、都道府県・市町村において日本語教育の推進を担当する職員を対象として、日本語教育推進法で明記された地方公共団体の責務遂行のための企画立案能力等の向上を図る「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」を開催する。

外国人人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

背景・課題

在留外国人の増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語学習の支援者の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後増加する在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充するとされたところであり、「経済財政運営と改革の基本方針2026」においても同様に、地域の体制整備について、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図ることが明記されている。

事業内容

- 1 企画評価会議の実施 7百万円（6百万円）
- 2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】1,168百万円（578百万円）
対象：都道府県・政令指定都市 件数：67件（59件）

（1）広域での総合的な体制づくりの推進

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、センター機能をはじめとする指導体制等の広域的な体制づくりの推進

- ・地域における日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」を設置
- ・基本方針の策定を推進し、域内市町村や教育委員会とも連携して、日本語教育推進体制を強化
- ・地域全体の日本語教育を総括・調整する「総括コーディネーター」、学校との連携や日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」を配置。関係機関とも連携して、コーディネーター人材の養成・研修やマッチングを行う。

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

- ◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行
 - i「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

- ・市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

- 3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】31百万円（31百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

- ・都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）



令和9年度要求・要望額 1,205百万円
(前年度予算額 615百万円)

文部科学省

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ

都道府県等

大人・子供の日本語教育に対応するセンター機能の整備

総合調整会議

市区町村・教育委員会・大学・企業・経済団体
日本語教育機関・外国人住民等の県内外の有識者

基本方針策定

総括 コーディネーター

・プログラム開発
・人材育成
等

地域日本語教育 コーディネーター

A市
地域日本語教育コーディネーター
日本語教室
日本語教室

複数地域連携
地域日本語教育コーディネーター

B市
日本語教室
日本語教室

C町
日本語教室
日本語教室

連携・協働

教育委員会、学校、日本語教育機関、大学、
NPO法人・任意団体、企業・経済団体 等

※オンラインを積極的に活用

（２）秩序ある共生社会に向けた日本語学習プログラム構築事業

（新規）

令和 9 年度要求額

事項要求

１．趣 旨

我が国の在留外国人数は、令和 7 年末には約 413 万人へと増加し、過去最多となっている。外国人を日本社会の一員として受け入れ、社会からの孤立を防ぐためには日本語の習得を可能とするための環境整備が極めて重要であり、我が国に在留する全ての外国人が、日本社会で生活する上で必要な日本語能力を身に付け、より円滑に意思疎通を図ることができるよう、日本語教育の一層の充実が求められている。

こうした中、令和 8 年 1 月 23 日、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、新たに「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられた。本対応策では、国民の安全・安心を確保するための受入れ環境整備の一環として「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するためのプログラムの創設について検討する」とこととされている。

これを踏まえ、外国人が日本語や社会規範等を学び、責任ある社会の一員として適切に行動できるようにするため、体系的な学習プログラムの導入に向けた日本語学習プログラムの開発を行うとともに、プログラムの実施に向けた体制整備や実施方法に関する実証研究を行うものである。

２．事業内容

（１）日本語学習プログラムの開発

入国前及び入国直後、在留中期以降の生活に必要な日本語能力を習得するための日本語学習プログラムを作成する。

（２）地域連携型日本語学習プログラム実施に関する実証研究

認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用した日本語学習プログラムの実施に向けた体制整備や実施方法に関する実証研究を行う。

秩序ある共生社会に向けた 日本語学習プログラム構築事業



令和9年度要求・要望額 事業要求
(新規) 文部科学省

現状・課題

- ・在留外国人人数は令和7年末に約413万人と過去最多。日本で生活・就労し、学ぶ外国人に対する日本語教育の重要性は高まっているが学びの機会が不十分。
- ・令和8年1月、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、国民の安全・安心を確保する観点からの受入れ環境整備の一環として、**在留外国人（帯同家族を含む）が日本語や制度・ルール等を学ぶためのプログラム創設**の検討が盛り込まれた。
- ・同年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」においても、「日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、『日本語・生活学習プログラム（仮称）』の創設に向けた取組」を推進することが明記された。
- ・外国人が日本語や社会規範を体系的に学び、責任ある社会の一員として適切に行動できるようにするため、日本語学習プログラムの開発・導入が必要。

令和8年7月、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムについては、有識者会議の下**の日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ**において検討を進めることとなった。

52

事業内容

ワーキンググループで議論される試行・導入に当たって必要な視点、方向性、留意事項等の検討を踏まえ、以下の取組を実施予定

1. 日本語学習プログラムの作成 日本社会で生活していく上で必要な日本語能力の習得



※入管庁が作成する生活学習プログラムとともに、内容を理解していることが**在留審査における考慮要素とすることを検討**

2. 日本語学習プログラム実施に関する実証研究

日本語学習プログラム実施に関する**体制整備や実施方法の実証研究**

認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用した日本語学習プログラムの実施に向けた体制整備や実施方法に関する実証研究を実施



実証結果
の活用

6 .

海外で学ぶ日本人児童生徒の 教育機会の充実

(1) 在外教育施設の機能強化

(前年度予算額 19,234,395千円)

令和9年度要求額 22,186,628千円

1. 趣 旨

海外に在留する日本人の子供に日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として、日本人学校や補習授業校等の在外教育施設が設置されている。

急速な社会のグローバル化の進展に伴い、企業等の海外進出により帯同する子供の教育環境の整備・充実も不可欠である。また、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成の推進が求められている。

令和4年6月に「在外教育施設における教育の振興に関する法律」(令和4年法律第73号)が公布・施行され、在外教育施設における教育の振興についての法的位置付けが明確となった。この法律においては、基本理念として、①在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、②在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、そして、③在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることが定められている。これらの理念、更には、令和5年4月に策定された「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」や「在外教育施設未来戦略2030」(令和3年6月)等を踏まえ、国内と同等の学びの環境整備や在外教育施設ならではの教育の特色化支援など、在外教育施設がグローバル人材の育成や国際相互理解の増進に寄与するための取組の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 国内同等の学びを確保するための教育指導の充実等

在外教育施設への教師派遣等を行うとともに、派遣教師が現地で安定して勤務できる環境を確保すべく、世界的な物価高騰に対応するための在勤手当の引上げ等を行う。また、一人一台端末の整備等による海外子女教育活動の助成や、在外教育アドバイザーの設置等による海外子女教育体制の整備を行う。

(2) 在外教育施設の特色ある教育の充実・強化等(在外ならではの教育の実現のための支援)

在外教育支援センターの本格稼働によりネットワークのハブ機能を強化し、各学校の連携の場の提供、支援人材のマッチング、コンテンツの配信を行うなど、在外教育施設の特色ある教育活動を伴走支援にて強化する。

在外教育施設の戦略的な機能の強化

【在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）に基づく総合的な施策の推進】

令和9年度要求・要望額

22,187百万円

（前年度予算額

19,234百万円）



理念

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること
- 2 在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進を図られるようにすること

基本方針 ①在留邦人の子の学びの保障 ②国内同等の学びの環境整備 ③在外教育施設ならではの教育の充実

1. 国内同等の学びを確保するための教育指導の充実等

（1）在外教育施設への教師派遣等 21,553百万円（R8年度予算：19,040百万円）

◆在外教育施設教員派遣事業等（S53～）

派遣教師に対し、赴任・帰国旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費を交付

☞ 世界的な物価高騰に対応するための在勤手当の引上げ等

◆派遣教師の選考・研修（H1～）/校長研究協議会の実施（H8～）/派遣教員事務処理（S56～）

（2）海外子女教育活動の助成 400百万円（R8年度予算：133百万円）

5 ◆在外教育施設教育環境整備事業（一人一台端末の整備）（R7補正予算：311百万円）

◆教材整備費（S42～）/通信教育事業費補助（S47～）等

（3）海外子女教育推進体制の整備 234百万円（R8年度予算：62百万円）

◆在外教育アドバイザーの設置（R4～）/スクールカウンセラー派遣（R1～）/派遣教師の安全対策（H22～）等

2. 在外教育施設の特徴ある教育の充実・強化等（在外ならではの教育の実現のための支援）

（1）特色化実現のための在外教育支援センターによる伴走機能の強化事業 207百万円（R7補正予算額：145百万円） ※1.（3）から再掲抜粋

◆在外教育支援センター（PF）の運用

☞ 心のケア、在外教育施設ネットワーク化、オンライン授業や教員研修用コンテンツ制作、

メタバースを活用した学習支援 等

◆在外教育施設におけるMEXCBT（メキシコ）への接続支援

◆在外教育振興法に基づく基本方針改定に向けた調査 等

（2）在外教育施設教育支援事業 15百万円（R8年度予算：13百万円） ※1.（3）から再掲抜粋

＜政府の方針等＞

①経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

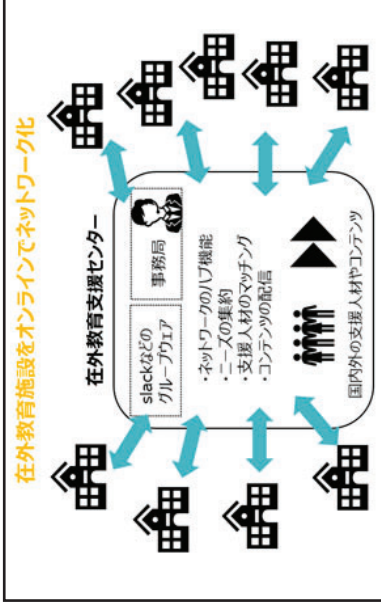
「在外教育施設の特徴を活かした機能強化を図る。」

＜関連法、基本方針＞

①「在外教育施設における教育の振興に関する法律」（令和4年法律第73号）

②「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和5年4月18日決定）

新規



（担当：総合教育政策局国際教育課）

7.

**地域と学校等の連携・協働による地域の
教育力の向上や体験活動の充実、
学校安全体制の整備等**

(1) 学校を核とした地域力強化プラン

(前年度予算額 7,517,025千円)

令和9年度要求額 9,512,655千円

1. 趣 旨

少子高齢化、地域のつながりの希薄化、家族構成や就労状況の変化等を背景に、子供たちを取り巻く地域の教育力が衰退するとともに、地域コミュニティの維持が課題となっている。また、学校における働き方改革、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭における子供を取り巻く課題も多様化・複雑化している。

学校・家庭・地域が個別・単独にこうした課題を解決していくことはもはや困難な状況であり、学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して課題解決に取り組み、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティを実現することが必要不可欠なものとなっている。

そのため、本事業では、地域住民等の参画や地域の特色を生かした多様な教育活動の全国的な展開に向けて、学校と地域の連携・協働体制の構築に係る支援を行い、学校を核とした地域の活性化に繋げる。

2. 事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業 8,121,509千円 (7,052,226千円)

各地方自治体における、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入及び充実に向けた取組と、放課後や夏季休業期間等における学習支援・体験活動の充実、学校における働き方改革や学校教育の充実等に資する多様な地域学校協働活動との一体的な推進を支援する。

これにより、地域と学校の連携・協働を進め、地域全体で子供たちの学びや成長を支える環境を整備する。

(2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業 174,825千円 (67,566千円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化への支援などを通じて、地域における家庭教育支援の取組を後押しする。

学校を核とした地域力強化プラン

令和9年度要求・要望額
9,513百万円
(前年度予算額
7,517百万円)



文部科学省

背景・課題

- ▶ 少子高齢化や人口減少社会の加速化、地域のつなごりの希薄化等により、子供を取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれでの対応では限界が生じている。
- ▶ 学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現する必要がある。
- ▶ 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題等を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ、地域産業の実現

事業概要：	下記①～⑦のメニューを組み合わせ実施する自治体の取組を総合的に支援する補助事業
対象（交付先）：	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）、市区町村

補助率：国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
※③「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のうち未出沒地域における通学路の安全対策にかかる取組については、国の補助率1/2

件数・単価：各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

58

1 地域と学校の連携・協働体制構築事業 8,122百万円（7,052百万円）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した放課後や夏季休業期間等における学習支援・体験活動、働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2 地域における家庭教育支援基盤構築事業 175百万円（68百万円）

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 812百万円（212百万円）

スクールガード・リダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用や養成・資質向上の促進にかかる取り組みを支援。また、クマ出沒地域における通学路の安全対策にかかる取り組みを支援し、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業 10百万円（9百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5 図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業 30百万円【新規】

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、絵本専門士等の読書推進人材の活用を図るなど、読書環境の整備・改善に向けた連携協働体制の構築により、誰も取り残すことのない読書環境の整備を支援。

6 健全育成のための体験活動推進事業 171百万円（99百万円）

自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験など様々な体験活動を通じて、不登校児童生徒も含め、自らの役割を意識し、一人一人の児童生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるよう、学校における宿泊体験活動等を支援する。

7 定期的なキャリア観の刷新に向けた義務教育段階からのキャリア教育推進事業 67百万円（7百万円）

地域に根差した人材育成を進めるとともに、義務教育段階から、固定的なキャリア観の刷新や、AI・デジタルなどの先端分野等も含めた幅広い人材育成にも資する体系的なキャリア教育を推進するため、先端分野等も含めた多様な体験プログラムや職業人との交流等を実施し、もって児童生徒の多様で主体的な進路選択を支援する。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

地域と学校の連携・協働体制構築事業 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和9年度要求・要望額 8,122百万円
(前年度予算額 7,052百万円)



現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す。
- コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進等に向け、地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化を図る。
※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点:22,009校、64.9%

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援
(事業実施期間：平成27年度～)

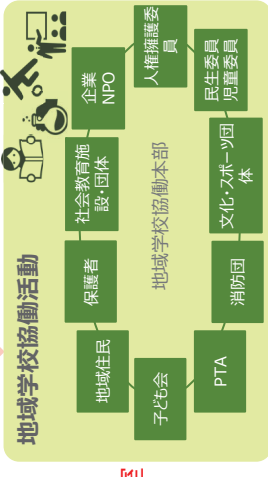
交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること 等
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る 諸謝金、活動に必要な消耗品等

► 体制の整備・強化

- 体制整備のために必要な人員配置を支援
 - 地域学校協働活動推進員（統括的な役割を担う者も含む）
 - CSアドバイザー
 - 地域学校協働活動を担う者（活動のリーダー、安全管理や特別な配慮が必要な児童生徒等のサポートを行う者、特別な知識や経験等を有する学習支援員等）
- コミュニティ・スクール関係者や上記の人員に対する研修を促進

► 地域学校協働活動の実施

- 放課後等における学習や体験活動の提供に関する取組（放課後子供教室や地域未来塾等）を支援
 - ※夏季休業期間等における学校施設等を活用した放課後子供教室の体験活動の充実（探究活動の実施等）
- 学校における働き方改革に資する取組を支援（朝の见守り、授業・部活動の補助等）



アウトプット（活動目標）

- すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
- 地域学校協働活動推進員等の数の増加
- コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体の増加

短期アウトカム（成果目標）

子供を取り巻く課題（学校運営上・地域・家庭）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている
地域の増加

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和9年度要求・要望額 175百万円
(令和8年度予算額 68百万円)



文部科学省

背景・課題

○ ども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。

○ 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている

○ 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割

○ 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

① 身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。

② 家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、予算の確保が課題となっている。

事業内容 ● 事業開始：平成27年度～

① **地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続）** [77百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R9目標：**1,000チーム**

② **個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）**

①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

● 相談対応や情報提供を実施。[95百万円] **【拡充】**

● 地域人材の資質向上のための研修の実施。[3百万円] **【拡充】**

→ R9目標：**500チーム**

アウトプット（活動目標）

・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。

・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R6:35.6%)

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域との連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

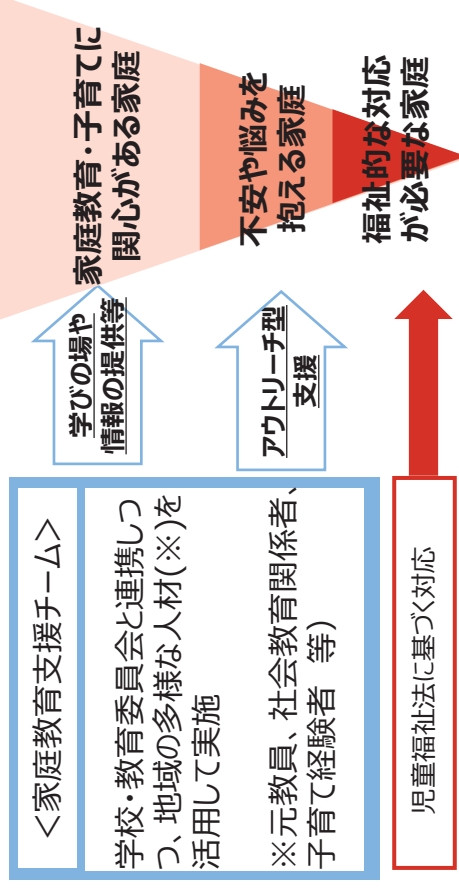
第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

○ 家庭教育支援の充実

子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

＜子育て家庭＞



(2) 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

(前年度予算額	66,557千円)
令和9年度要求額	120,000千円

1. 趣 旨

体験活動は、青少年の健全育成や人格形成に不可欠なものであり、「教育振興基本計画（第4期）」（令和5年6月16日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）及び「こどもまんなか実行計画2026」（令和8年6月9日こども政策推進会議決定）においても、その充実が重要な政策課題として位置付けられている。特に、デジタル化やAIの進展が急速に進む中で、自己肯定感や主体性、協調性等の非認知能力や、多様な他者と協働して課題を解決する力を育む観点から、リアルな体験活動の重要性は一層高まっている。

一方で、子供達を取り巻く情報環境やコロナ禍を契機とした生活環境の変化、物価の高騰の影響等により、子供の体験活動への参加機会は減少している。家庭環境や地域差等による体験格差も生じており、体験活動を経験する子供とそうでない子供との間で機会の偏在が見られる状況にある。

体験活動への参加を阻む要因は、経済的事情のみならず、情報不足、保護者の時間的・心理的負担、子供自身の無関心など多岐にわたる。体験活動の機会が存在していても、その情報が必要な家庭に十分届いていないことや、体験の価値や魅力が認識されていないことにより、参加に結び付いていない層が存在している。さらに、保護者の体験経験の少ない家庭ほど体験活動との接点を持ちにくく、体験格差が固定化されるおそれも生じている。

加えて、障害や発達特性、外国ルーツなど多様な背景・特性を有する子供が増加する中、体験活動の受入れ側には対応ノウハウや支援体制が十分に蓄積されていない。そのため、参加機会があっても利用につながらない、あるいは参加そのものを諦めてしまうケースも指摘されている。

このため、体験機会そのものの創出に加え、体験活動に関する認知の向上、参加意欲の醸成、情報へのアクセス改善、多様な背景・特性への対応等を通じて、体験活動へのアクセス障壁を解消し、全ての子供が継続的に体験活動へ参加できる環境を整備することが必要である。

2. 事業内容

(1) 全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 19,939 千円(12,889 千円)

青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるためのコンソーシアムを構築する。

(2) 多様な背景・特性を有する子供等を対象とした自然体験活動の構築事業 71,202 千円(新規)

ア. 自然体験等プログラムの構築・検証

多様な背景・特性を有する子供等を対象とした新たなモデルを開発し、その教育的効果を明らかにする。

イ. 事業の全国展開に用いる普及啓発マニュアル作成

前項アで構築・検証した知見を体系化した総合的な取組マニュアルを作成する。

(3) 教育的効果の高い長期自然体験活動構築事業 4,491 千円(31,806 千円)

長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。

(4) 青少年の体験活動推進企業表彰 18,738 千円(7,641 千円)

社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国的に広く紹介する。

(5) 事業企画評価委員会の開催 5,630 千円(5,669 千円)

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

現状・課題

- デジタル社会が進展する中であっても、リアルな体験活動は自立心や主体性、協調性等の非認知能力の育成のために重要であり、青少年に対して意図的・計画的・継続的に提供することが求められている。
- 一方で、体験活動の充実を進めるにあたっては下記の課題が生じており、対応の必要がある。

【体験活動の参加率減少、体験への理解不足】

- 小学生の自然体験への参加率の減少 50.0%→36.7% (R1→R4)
- 参加しなかった主な理由 (保護者からの回答)
 - 子どもが関心を示さない、保護者などの時間的負担、団体や行事などがあることを知らない (出典) (独) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」

【多様な背景・特性の子供たちへの配慮】

- 障害や発達障害を理由に体験活動に参加できない事例の存在
- 多様な背景や特性を持った子供たちが体験活動に参加できるようなサポートの必要性

事業内容

63 青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、多様な背景・特性を有する子供等を対象とした自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。



【経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)】

第3章 責任ある積極財政に基づく「中期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

- (1) 少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進 (略) 全てのこどもの豊かな体験機会の充実に取り組む。(略)
- (2) 公教育の再生、研究活動の活性化 (略) 体験活動が読書活動、栄養教育、食育や環境教育、近視予防を推進する。(略)

【こどもなんでも実行計画 2026 (令和8年6月9こども政策推進会議決定)】

2 具体的施策 (1) 健やかで質の高い成長環境の提供

⑥ こどものための体験機会の提供

こどもたちが多様な経験を通じて成長することは、健全な発達に不可欠であるが、近年、こどもにとっての様々な体験活動の機会が減少傾向となっている。こどもたちが、多様な背景・特性や経済状況等の家庭環境、住んでいる地域等に左右されず、学校や児童館等、地域で日常的に過ごす場所で、安心して遊ぶことができる環境を構築し、また、日常を離れた自然環境等の中で主体的に試行錯誤を繰り返すことができる環境の整備が必要である。(略) 自然・文化芸術・職業体験等の機会の提供等を拡充する。

事業名	詳細	件数・単価	対象
1 全国的なリアル体験活動の普及啓発事業【委託：拡充】	青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するとともに、体験活動等を持続的に定着させるためのコンソーシアムを構築する。	1 か所×約20百万円	
2 多様な背景・特性を有する子供等を対象とした自然体験活動プログラムの構築事業【委託：新規】	多様な背景・特性を有する子供等を対象とした新たなモデルを開発し、その教育的効果を明らかにするとともに、事業のパッケージ化と全国展開に用いるマニュアルを制作する。	【モデル開発】 10か所×約6百万円 【マニュアル制作】 1か所×約11百万円	青少年団体、企業、自治体等
3 教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業【委託：継続 R3～】	長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。	継続1か所×約4百万円	
4 青少年の体験活動推進企業表彰【直轄：継続 H25～】	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。	-	

アウトプット (活動目標)

- 体験活動を定着させるための普及啓発事業の実施。
- 教育的効果の高い長期自然体験活動の実施。
- 体験活動を実施した企業等に対する表彰の実施。

短期アウトカム (成果目標)

- 体験活動に関心を示さない子供の減少。
- 当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- 応募企業数が直近3年の平均を上回る。

長期アウトカム (成果目標)

学校以外の自然体験活動に参加する子供の増加。

インパクト (国民・社会への影響)

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力 (自己肯定感、自律性、協調性、積極性等) が育成される。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

(3) 読書活動総合推進事業

(前年度予算額 42,015千円)

令和9年度要求額 70,050千円

1. 趣 旨

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。

政府は、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した(令和5年3月閣議決定)。本計画に基づき、国は、子供の読書習慣の形成に向けて、子供の読書活動に対する課題解決のための効果的な取組を講じる必要がある。

公立学校に設置される学校図書館においては、学習指導要領を踏まえ、その機能を活用した授業実施や読書活動の充実が求められている。国は、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、地方財政措置を活用した学校図書館の計画的な整備を推進するとともに、本計画を踏まえた自治体における図書購入等を促すための取組の実施が必要となっている。

上記の各計画や現状を踏まえ、本事業では、図書館・学校図書館の機能強化や活性化のための特色ある先導的な取組モデルの構築や「子ども読書の日」の普及啓発等の実施により、各計画を着実に実行し、全国的な読書活動の総合的な推進を図る。

2. 事業内容

(1) 図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進

17,745千円(8,526千円)

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化・活性化に向け、新たな読書活動を推進するためのモデル構築を実施する。

① 発達段階などに応じた読書活動推進事業

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ、デジタル社会等に対応した効果的な取組を行う。

② 学校図書館図書の整備促進事業

学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館の図書の購入促進等に向けた取組を行う。

(2) 司書教諭養成講習の実施**23,900 千円 (20,544 千円)**

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校司書教諭」の養成のため、49 機関（大学並びに教育委員会）に委託して講習会を実施する。また、講習会に参加する受講者のうち、聴覚障害等配慮が必要な受講者が一定数いる実態も踏まえ、そのために必要な経費も計上する。

(3) 「子ども読書の日」の理解推進**5,203 千円 (4,815 千円)**

国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供の読書活動を推進することを目的に、「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。

(4) 読書活動の推進等に関する調査研究**23,202 千円 (8,130 千円)**

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子供の読書活動や図書館の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。また、読書活動に関する専門的知識を有する読書推進人材（絵本専門士・朗読指導者・読書アドバイザー）の活躍機会の拡大・育成に関する調査研究等を行う。

読書活動総合推進事業

現状・課題

○国の計画への対応

・第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)

R5年度からの5か年計画を踏まえ、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」のための方策、取組等の検討が必要。

・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)

R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

事業内容 (令和4年度～)

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動の推進

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 18百万円 (9百万円)

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。＜委託事業：教育委員会等＞

1 発達段階などに応じた読書活動推進事業

不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子どものニーズ、デジタル社会等に対応した効果的な取組を行う。

(委託先：4箇所 (小・中・高等学校、公立図書館等) ×0.8百万円)



2 学校図書館図書の整備促進事業

新しいトピックに関連する書籍、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施などの取組を行う。

(委託先：2箇所 (小・中・高等学校、特別支援学校等) ×1百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 5百万円 (5百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。＜直轄事業＞

**アウトプット
(活動目標)**

- ・新たな読書、授業モデルの構築
- ・司書教諭講習を実施する機会の増加

**短期アウトカム
(成果目標)**

- ・読書に興味が高まった子供の増加
- ・学校図書館の活用が深まった教職員の増加
- ・司書教諭講習の修了者数の増加

**長期アウトカム
(成果目標)**

- ・不読率の低減



(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

令和9年度要求・要望額

70百万円

(前年度予算額

42百万円)

○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

- ・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた学校図書館の利活用が課題。
- ・子供たちの情報活用能力の育成とともに、多様な子供たちの読書機会の確保等のために、電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。

○読書活動の総合的推進

- ・多様な子供の読書活動を推進するためには、図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。
- ・骨太の方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)
体験活動や読書活動を推進する。

司書教諭養成講習の実施 24百万円 (21百万円)

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。

＜委託事業：47箇所×0.5百万円/2箇所×0.5百万円 (大学及び教育委員会)＞



読書活動の推進等に関する調査研究 23百万円 (8百万円)

1 基礎調査

子供の読書活動の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。

＜委託事業：1団体 (民間団体) ×8百万円＞

2 図書館・関係機関等の連携促進に向けた調査研究【新規】

読書活動に関する専門的知識を有する読書推進人材 (絵本専門士・朗読指導者・読書アドバイザー) の活躍機会の拡大や育成の強化、周知・広報に向けた実証調査を行う。

＜委託事業：1箇所 (民間団体) ×15百万円＞

(4) 社会教育デジタル活用等推進事業

(前年度予算額 51,402千円)

令和9年度要求額 84,728千円

1. 趣 旨

公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、政府全体で民間の資金と創意工夫を活用する PPP/PFI 等を進めており、老朽化等が進む公民館等の社会教育施設においても、PPP/PFI 等の活用を進めていく必要がある。

また、社会の急速なデジタル化の進展の中で、社会教育分野におけるデジタル環境の整備や活用の遅れが顕在化しており、公民館等の社会教育施設のデジタル機能を強化し、地域づくりの拠点として「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある。

このため、PPP/PFI 等やデジタルの活用を進める地方公共団体が抱える技術面・人材面・財政面等の課題に対する伴走支援を行い、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、地方創生 2.0 等の推進に寄与する。

2. 事業内容

公民館・図書館等の社会教育施設における PPP/PFI 等の活用、デジタル機能の強化に向けた地方公共団体等への伴走支援を実施する。

【主な支援内容】

- ・相談窓口の開設
- ・専門家派遣の実施
- ・説明会・研修会等の実施
- ・個別案件形成支援（導入可能性調査等の具体的検討への支援、モデル形成等）
- ・支援方策や事例等の収集・分析
- ・Web サイト、手引書等の活用による情報発信

社会教育デジタル活用等推進事業



令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

85百万円
51百万円)

背景・課題

- ▶ 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の**社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある**
- ・ PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、**自治体への伴走支援を強化**
- ▶ 社会の急速なデジタル化の中で、社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の**社会教育施設のデジタル機能を強化し、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある**
- ▶ **地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、地方創生2.0を推進**

事業内容 (令和5年度より実施)

○ 社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援 (民間団体向け委託 × 1か所)

社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施



- ▶ PPP/PFI等の活用による取組の質・利便性等の向上、行政コストの削減
- ▶ デジタルの活用による取組の質・利便性の向上、地域課題の解決 等

アウトプット (活動目標)

- ・地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- ・PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施
- ・デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

アウトカム (成果目標)

- ・社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- ・PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現
(地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能)

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (3) 戦略的な社会資本整備の推進

「PPP/PFI推進アクションプラン (令和8年改定版)」に基づき官民連携投資等を促進する。

PPP/PFI推進アクションプラン (令和8年改定版) (令和8年6月11日民間資金等活用事業推進会議決定)

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組

⑥文化・社会教育施設

令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、**10年ターゲット目標 (35件)** の達成に向け、(略) 取り組む。

(5) 子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む社会教育の推進

(新規)

令和9年度要求額 448,480千円

1. 趣 旨

過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化により、子供同士が直接的な触れ合いをする場面が減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっている。加えて、将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的になっている。

また、地域を支える若者の減少、災害時における地域住民の共助体制の脆弱性、在留外国人の増加に伴うコミュニケーション不足とそれによる軋轢が顕在化しており、多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことに限界がある。

子どもから大人まで人と人とのつながりが希薄化している現状において、本事業は、学校教育と連携した地域での学び、デジタル社会での体験活動の充実など、安全・安心な環境の下での子供の豊かな学びを地域で支える取組や、地域課題解決に向けた活動を担う地域住民や公益的活動を行う民間団体等との連携を図り、地域の支え合いを育み持続可能な社会を実現する取組について、その在り方や、それを支える組織体制の試行・検証等を行うことによって、地域コミュニティにおける「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を促進する。

2. 事業内容

子供の安全・安心な居場所づくりや、学校教育と連携した地域での学び、デジタル社会での体験活動の充実など子供の豊かな学びを地域で支える取組や、地域課題解決に向けた活動を担う地域住民や公益的活動を行う民間団体等との連携を図り、地域の支え合いを育み持続可能な社会を実現する取組について、その在り方や、それを支える組織体制の試行・検証等を行う。

①子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育モデルの構築

(47箇所×8,436千円 ※都道府県等に再委託)

- ・放課後等の子供の学びの場の整備

小学生の放課後等の安全・安心な活動場所を確保する観点から、児童や保護者のニーズを

把握した上で、地域の取組・資源（学校施設開放、放課後子供教室、放課後児童クラブ、公民館、図書館、児童館等）を活用した全児童に対する学習・体験機会の提供の在り方と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、持続可能なモデルを構築する。

- ・ NPO や RMO 等の地域団体との相互連携を図った地域の価値創造

若者や地域住民について、提供された学習サービスを「消費」する主体から地域に「参画」「共助」する主体へと関わり方を変える観点で、公民館等と NPO や RMO 等の地域団体との相互連携を図る取組と、それを支える組織体制構築の試行・検証等を行い、地域の新たな価値を創造するモデルを構築する。

②事業の効果検証等の実施

事業実施自治体に対する助言、モデル事業の効果検証等を行う。

子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育の推進



令和9年度要求・要望額 448百万円 (新規) 文部科学省

現状・課題

子供から大人まで人と人とのつながりが希薄化。周囲との良好な関係性が重要な日本型ウェルビーイングの実現も困難に。

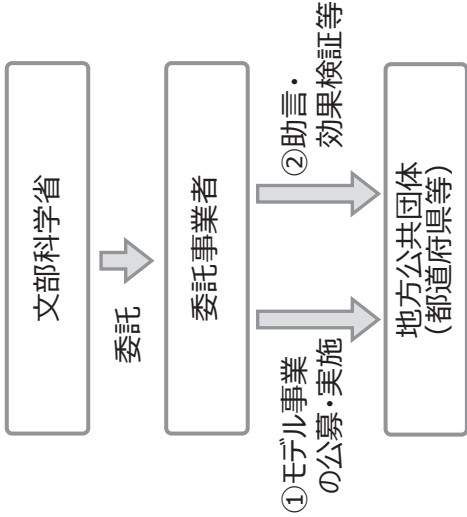
- 過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化
⇒ 子供同士が直接的な触れ合いをする場面が減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっており、将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的
- 地域を支える若者の減少、災害時における地域住民の共助体制の脆弱性、在留外国人の増加に伴うコミュニケーション不足とそれによる軋轢の顕在化
⇒ 多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界

事業内容

事業内容	件数・単価	447百万円	委託先	委託先事業者
------	-------	--------	-----	--------

子供の安全・安心な居場所づくりや、学校教育と連携した地域での学び、デジタル社会での体験活動の充実など**子供の豊かな学びを地域で支える取組**や、地域課題解決に向けた活動を担う地域住民や公益的活動を行う民間団体等との連携を図り、**地域の支え合いを育み持続可能な社会を実現する取組**について、その在り方や、それを支える組織体制の試行・検証等を行う。

＜事業スキーム＞



①子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育モデルの構築

(内訳) 実施件数・単価 47箇所×8百万円

放課後等の子供の学びの場の整備

小学生の放課後等の安全・安心な活動場所を確保する観点から、児童や保護者のニーズを把握した上で、地域の取組・資源（学校施設開放、放課後子供教室、放課後児童クラブ、公民館、図書館、児童館等）を活用した全児童に対する学習・体験機会の提供の在り方と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、持続可能なモデルを構築

NPOやRMO等の地域団体との相互連携を図った地域の価値創造

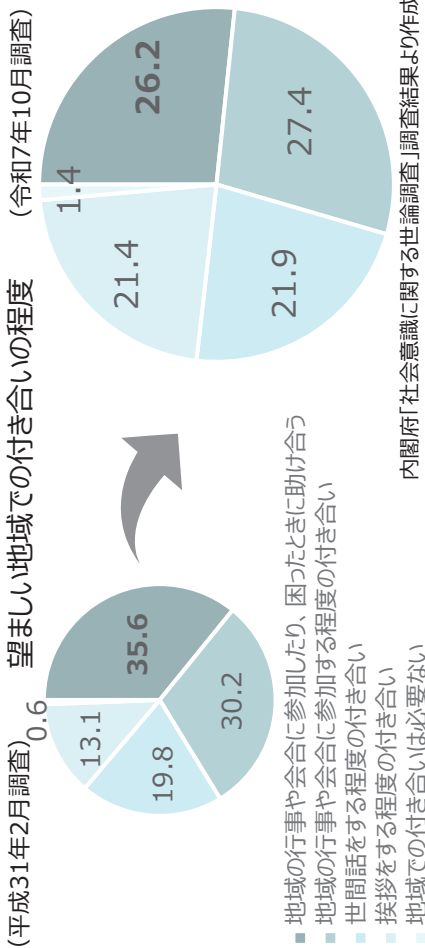
若者や地域住民を提供された学習サービスを「消費」する主体から地域への「参画」「共助」の主体へと関わり方を変える観点で、公民館等とNPOやRMO等の地域団体との相互連携を図る取組と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、地域の新たな価値を創造するモデルを構築

②事業の効果検証等の実施

事業実施自治体に対する助言、モデル事業の効果検証等

(内訳) 実施件数・単価 51百万円

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)



(6) 学校安全推進事業

(前年度予算額 320,944千円)

令和9年度要求額 382,814千円

1. 趣 旨

我が国においては、東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、学校内外において不審者による子供の安全を脅かす事件、熱中症事故等の生活上の様々な事故等が発生するなど、子供たちを取り巻く安全上の課題が複雑化・多様化している。

安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な生活や社会を実現するという点で極めて重要な意義がある。

このため、教職員や児童生徒等の防犯、交通安全、防災、その他生活安全に関する意識の向上を図り、児童生徒等が安全に関する資質・能力を身につける安全教育の充実や、児童生徒等の生活の場である学校の安全管理体制の充実などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協働を図りつつ、その取組を推進する。

また、実効性ある学校安全施策を進めるために必要な調査研究を実施する。

2. 事業内容

(1) 学校安全教室の推進

33,424 千円 (32,548 千円)

①指導者養成事業

学校安全教室（生活安全教室、交通安全教室及び災害安全教室等）の講師となる教職員等に対する講習会や、教職員、管理職等向けの安全対応能力等の向上のための講習会（現代的課題に対応するための研修や訓練、事故防止・事故対応に関する講習会、AEDの取扱いを含む心肺蘇生法実技講習会）を実施するための経費を支援する。[都道府県・指定都市教育委員会]

②リーフレット作成・配付

防犯、交通安全、防災に関する内容について、クイズ形式で学べるリーフレットを作成し、全国の新1年生（小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部）に配付する。

(2) 学校安全総合支援・高度化事業

278,871 千円 (240,777 千円)

「第4次学校安全の推進に関する計画」（令和8年度策定予定）を見据え、学校安全計画に基づく実践的な取組の充実や、地域と連携した安全教育の展開など、学校種・地域の

特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考にして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間連携を促進する取組を支援する〔都道府県・指定都市教育委員会〕。あわせて、SPS 認証校などの学校安全の先進的な取組について、学校関係者や児童生徒自身が発表する機会を設け、SPS 等の先進事例を踏まえた学校安全の取組を広く全国に普及する。

また、学校安全に係る専門性向上支援を図るため、教育委員会や学校関係者を対象とした周知啓発のためのセミナーの開催や、学校安全推進体制が十分でない自治体や学校に対して「安全点検要領」等を活用した指導助言を行うアドバイザーの派遣を実施するとともに、通学時等を含めた学校安全について、地域ごとの環境等の違いを踏まえた効果的な対策等を検討する。

さらに、DX や先端技術等の活用を通じ、効率的・効果的な学校安全の推進及び全国的な取組の底上げ・質の向上を図るための具体的な施策等を検討・実装していくための実証研究を行う。

（３）スクールバス等の公共交通機関と連携した通学時の安全確保

25,024 千円（25,000 千円）

昨今、学校への通学時における児童生徒の交通事故や不審者等からの被害、熱中症対応など多様なリスクが多発しており、子供たちの通学時の安全確保が課題となっている。

この課題を解決するため、学校や設置者と地域の公共交通機関が連携し、地域の実情に応じたスクールバスやコミュニティバス、スクールタクシー、オンデマンドタクシーなど様々な交通手段の活用の在り方について、通学時における児童生徒の安全確保の分析・検証を行い、地域や社会状況等に対応した学校におけるモデル的な事例を収集することにより、更なる通学時の安全確保に繋げる。

（４）学校安全の推進に関する調査研究

45,495 千円（22,619 千円）

「第４次学校安全の推進に関する計画」に基づくロードマップの作成や今後５年間における具体的な取組内容を取りまとめるとともに、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」改定に向けた論点整理を行う。また、通学路の安全確保に関する取組実態の調査や学校事故対応に関する指針に基づき報告のあった事故情報等の分析を行い、各学校における取組の改善に繋げるための対応を整理し、展開する。

学校安全推進事業

令和9年度要求・要望額 383百万円

(前年度予算額 321百万円)



文部科学省

現状・課題

学校教育活動中や登下校中における事件・事故、地震をはじめとする自然災害等、子供たちを取り巻く学校安全上の課題が複雑化・多様化する中で、児童生徒等が生き生きと活動し、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにするために、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の充実が不可欠。

目標・方針

学校保健安全法

(昭和33年法律第56号)

第3次学校安全の推進に関する

計画 (令和4年3月25日閣議決定)

＜目指す姿＞

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

＜推進方針＞

- ① 学校安全に関する組織的取組の推進
- ② 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
- ③ 学校における安全に関する教育の充実
- ④ 学校における安全管理の取組の充実
- ⑤ 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

学校安全の推進に
関する有識者会議

進捗管理
政策提言

① 学校安全教室の推進 (33百万円 (前年度 33百万円))

- 学校安全教室の講師となる教職員等に対する講習会
(生活安全教室、交通安全教室、災害安全教室等)
【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】
- 小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

② 学校安全総合支援・高度化事業 (279百万円 (前年度 241百万円))

- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた組織的な学校安全推進体制の構築
【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】
- DXや先端技術等の活用による学校安全の高度化に向けた実証研究
【委託事業、民間企業等対象、令和9年度新規事業】
- 学校安全に係る専門性の向上支援【委託事業、民間企業等対象、令和4年度事業開始】
- 学校安全フェスタの開催【委託事業、民間企業等対象、令和8年度事業開始】

③ スクールバス等の公共交通機関と連携した通学時の安全確保 (25百万円 (前年度 25百万円))

- 地域の公共交通機関と連携し、スクールバス等を活用した通学支援モデル事業を実施
【委託事業、市町村 (特別区を含む) 教育委員会対象、令和8年度事業開始】

④ 学校安全の推進に関する調査研究 (45百万円 (前年度 23百万円))

- 学校安全の推進に関する計画に係る調査研究：第4次学校安全の推進に関する計画 (令和8年度策定) に基づくロードマップを作成、今後5年間にける具体的な取組の内容を取りまとめるとともに、「学校安全資料『生きる力』をばぐむ学校での安全教育」改定に向けた論点整理を行う。また、国における学校安全計画に関する新たな手引き等の作成に向けて、特に各地域・学校における目標設定や評価・見直しの好事例を収集・整理する。
- 学校管理下における事故防止に関する調査研究：通学路の安全確保に関する取組実態について調査し、好事例や課題等を把握するとともに、地域の実情を踏まえた効果的な対策等の検討を行う。また、学校事故対応に関する指針に基づき報告のあった事故情報等の分析を行い、各学校における取組の改善に繋げるための対応を整理する。

(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

● 安全に関する
資質・能力育成
● 死亡事故ゼロ
● 重大事故減少

① 教職員研修の実施による 安全教育の質確保

② 家庭、地域、関係機関等との連携・協働、
校内組織の充実、モデル事業実施等による
組織的安全教育・管理の
充実、質向上

③ データ活用・学校安全の「見える化」等による
事故防止・各学校の取組改善

(7) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(前年度予算額)	212,062千円)
令和9年度要求額	812,377千円

1. 趣 旨

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー等の増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

2. 事業内容

スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用に加え、スクールガードや学校の安全点検等に参画するボランティア等の養成・資質向上の促進等により、学校内外や通学路における子供の安全確保をより一層強化し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

(1) スクールガード・リーダーによる学校や通学路の巡回指導等の実施に対する活動支援

スクールガード・リーダー（警察官OB・OG、教職員OB・OG、防犯の知識を有する者等）による指導助言や、各学校を定期的に巡回するために必要な謝金、旅費等を補助する。

スクールガードの専門性向上と次期スクールガード・リーダーへの育成につながる活動を支援する。

学校等の巡回活動を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡協議会等の開催を支援する。

(2) スクールガード・リーダーの育成、スクールガード等（学校安全ボランティア）の養成に対する支援

スクールガード・リーダーの資質を備えた人材を継続的に確保するための育成講習会の実施を支援する。

通学路の見守りを担うスクールガードや、学校の安全点等に参画するボランティアが必要な知識を身に付けるための養成講習会の実施を支援する。

(3) スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

スクールガード等を募集するための広報紙等の作成費用を補助する。

「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場の構築な

ど防犯活動への支援を行う。

子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料を補助する。

（４）クマ出没地域における児童生徒等の安全確保に対する支援

全国的にクマの出没が相次いでいることから、児童生徒等が安全に通学できる環境等を確保するため、スクールバス等の運航等安全な通学手段の確保や、クマ対策等に必要な消耗品や携行品にかかる支援を行う。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

令和9年度要求・要望額 812百万円
(前年度予算額 212百万円)



文部科学省

背景・課題

昨今、児童生徒の尊い命が事件・事故により失われる事案が後を絶たないことに加え、**鳥獣被害等により児童生徒や地域、保護者の負担が増加**している状況を踏まえ、学校内外や通学路における子供の安全を確保するため、**スクールガード・リーダー等の増員による見守り活動の充実、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上の促進、警察・保護者・PTA等との連携による見守り体制の一層の強化**など、必要な体制整備が求められている。

事業内容

〔補助事業（補助率：国1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担）、実施主体：都道府県及び市町村、平成17年度事業開始〕

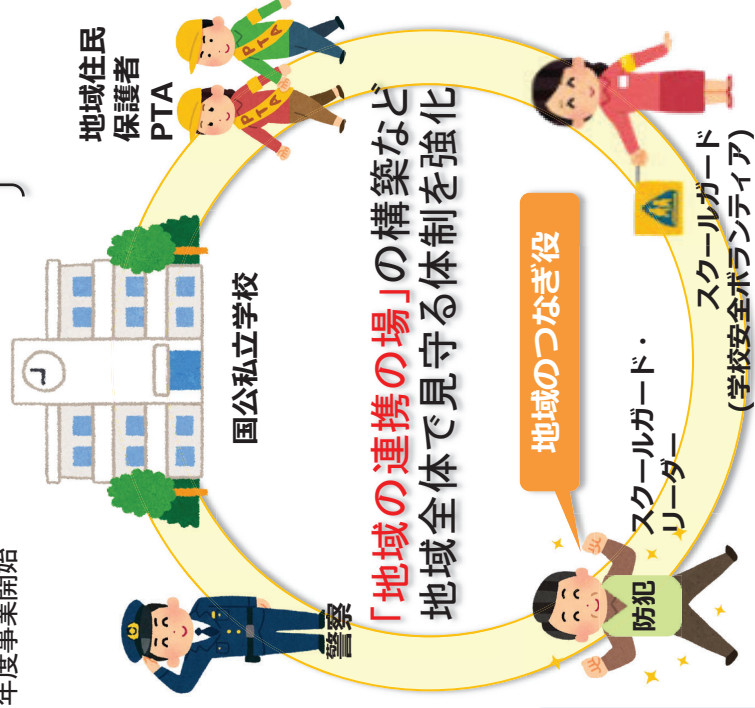
スクールガード・リーダー等の育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・OGや教職員OB・OG、防犯の知識を有する者等）を継続的に確保するための**育成講習会の実施**を支援
- 通学路の見守りを担うスクールガードや、学校の安全点検等に参画するボランティアが必要な知識等自身に付けるための**養成講習会の実施**
- 活動の参考となる資料の作成や配布することによる見守りの質の向上

スクールガード・リーダーによる学校内外や通学路の巡回指導等の実施に対する活動支援の拡充

- スクールガード・リーダーによる指導助言や、各学校を定期的に巡回するために必要な**謝金、旅費等の補助**
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの**連絡協議会等の開催**を支援

スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**



登下校の見守り強化

- 「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など**防犯活動への支援**
- 子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの**消耗品費、ボランティア保険料の補助**

クマ出没地域における児童生徒等の安全確保に対する支援（600百万円）【新規】

- クマ出没地域における通学路の安全確保のため、**スクールバス等の運行等にかかる費用を支援**
- 児童生徒への貸与も含めた登下校見守りボランティアの**クマ対策に必要となる物品**（例：クマ鈴、クマホーン、クマスプレー等）に係る経費を支援
- [補助率] **国1/2、市区町村1/2**
※市区町村負担分には地方交付税措置を要望
- [補助対象経費]
 - ・スクールバス運行委託費
 - ・スクールタクシー運行委託費
 - ・通学路におけるクマ出没危険個所の安全確保に要する経費
 - ・クマ対策に必要な消耗品又は携行品 等

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、**見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言**

(8) 生命（いのち）の安全教育推進事業

(前年度予算額 18,526千円)

令和9年度要求額 46,766千円

1. 趣 旨

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものである。

政府においては、令和2年6月「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（同会議決定）を策定し、当該方針では、文部科学省に対し、関係府省とも連携して、生命の尊さを学び命を大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進し、子供たちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動を実施することが求められた。

本年6月に策定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026(女性版骨太の方針2026)」においては、「生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」の全国の学校への普及展開を推進するとともに、自治体の取組も支援することで、全国展開を加速化する。」ことが明記され、7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針2026）」において、「こどもを性暴力から守る措置を着実に講ずる」ことが記載されている。

これまで生命（いのち）の安全教育推進事業では、教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきた。

令和4年12月には、生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身につけることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施」することとされ、生徒指導における位置づけが明確化された。

また、令和7年度は学校等において指導の参考となる指導例動画を作成するとともに、刑法改正等の社会情勢の変化や、学校現場の声を踏まえて教材及び指導の手引きを拡充・改訂したところである。

このように、様々な取組を進めているところであるが、性犯罪・性暴力の撲滅に向けては、取組の一層の加速が必要である。『性犯罪・性暴力防止のための教育』の実施校数の増加を目指して、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開を行う。また、併せて改善を行った教材・指導の手引き等の理解促進や普及展開を促進する。

2. 事業内容

(1) 事業審査・評価委員会の開催

3,667 千円 (2,846 千円)

学識経験者、学校関係者、地方公共団体、NPO 等の有識者で組織した委員会において、事業の審査及び評価等について検討を行う。

(2) 地域におけるモデル構築支援事業

25,507 千円 (15,680 千円)

- ① 生命（いのち）の安全教育の更なる普及拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域の設定数を増加し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。
- ② 教育委員会等と連携し、ワンストップ支援センター運営団体、地域の医療関係団体、人権教育や安全教育に取り組む団体等が、教育委員会等と連携し、複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援する。

(3) 指導方法に関する調査研究の実施

11,920 千円 (新規)

教材の内容と学習指導要領との関係性を分かりやすく示し、さらなる活用・指導の充実を図るため、実態調査（ヒアリング含む）を通じて課題を抽出し、「生命（いのち）の安全教育の実施マニュアル」を作成、普及する。その際、他の教科（道徳、保健体育等）や教育（人権教育、安全教育等）との関連を持たせて実施している例を収集し、収集した事例はデータベースを構築しポータルサイトの改修等により情報発信を行う。

また、これまで「生命（いのち）の安全教育」に取り組んだことのある学校等を対象に、生命（いのち）の安全教育の効果の検証を行う。

(4) 全国における普及啓発推進事業

5,672 千円 (新規)

自治体等の課題としてあげられる教職員等の理解を図るため、外部講師を活用した研修等を実施する際の講師派遣を外部委託により実施する。

あわせて、シンポジウムやフォーラム等を開催し、全国的なムーブメントの醸成を進める。

生命（いのち）の安全教育の全国展開総合推進事業

令和9年度要求・要望額 47百万円
(前年度予算額 19百万円)



文部科学省
【事業開始年度：令和3年度】

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切にすること**」
「**加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 令和5年7月施行の**刑法改正による不同意性交罪等の創設等の社会情勢の変化や、学校現場の声を踏まえて**、令和8年3月に生命（いのち）の安全教育の教材及び指導の手引きの**拡充・改訂版**を公表。

⇒ 令和5年度の『性犯罪・性暴力防止のための教育』の実施校の割合は**45.3%**で、令和3年度と比較して上昇しているものの、さらなる**加速化**による全国展開が急務。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026
(女性版骨太の方針2026)」R8.6.25

生命（いのち）を大切に、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「**生命（いのち）の安全教育**」の全国の学校への普及展開を推進するとともに、自治体の取組も支援することで、**全国展開を加速化**する。

「経済財政運営と改革の基本方針2026
(骨太の方針2026)」R8.7.21

(1) 少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進
また、こどもを性暴力から守る措置を着実に講ずる。

これまで、教材・指導の手引きの拡充・改訂や、動画教材の作成、モデル事業の実施、指導例動画の作成といった取組を進めるとともに、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込むことや、先進事例集の作成・公表、全国フォーラムの開催等を行い、「**生命（いのち）の安全教育**」の**全国展開を図ってきたところ**。

これらの取組を一層加速し、『**性犯罪・性暴力防止のための教育**』の実施校数の増加を目指して、「**生命（いのち）の安全教育**」の普及展開を行う。また、併せて改善を行った教材・指導の手引き等の理解促進や普及展開を促進する。

取組① 地域におけるモデル構築支援事業

拡充

26百万（16百万）

メニュー①

「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該地域内の全校実施を目指す教育委員会等**の普及展開に関する取組を支援

メニュー②

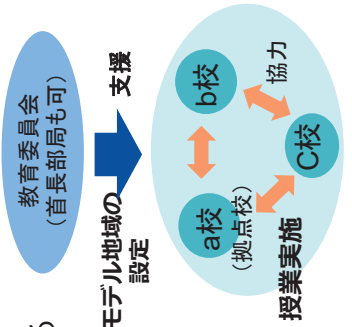
ワンストップ支援センター（注1）、地域の医療関係団体、人権教育や安全教育に取り組み団体等が、教育委員会等と連携し、複数校で「生命（いのち）の安全教育」を実施する取組を支援

支援内容
・モデル地域内での授業実施
・未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供

・コーディネーターの設置
・研究協議会、研修の実施
・外部講師謝金 等

【教育委員会が実施】

【ワンストップ支援センター等が実施】（注2）



(注1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：自治体の委託等により公益財団等が運営する47都道府県に設置された性犯罪・性暴力に関する相談窓口
(注2) 国はワンストップ支援センターや地域の団体等と委託契約を締結

取組② 指導方法に関する調査研究の実施

新規

12百万（新規）

・教材の内容と**学習指導要領との関係性を分かりやすく示し**、さらなる活用・指導の充実を図るため、**実態調査（ヒアリング含む）**を通じて課題を抽出し、「**生命（いのち）の安全教育の実施マニュアル**」を作成、普及する。その際、他の教科（道徳、保健体育等）や**教育（人権教育、安全教育等）**との関連を持たせて実施している例を収集し、収集した事例はデータベースを構築しポータルサイトの改修等により情報発信を行う。

・これまで「生命（いのち）の安全教育」に取り組んだことのある学校等を対象に、生命（いのち）の安全教育の**効果の検証**を行う。

取組③ 全国における普及啓発推進事業

新規

6百万（新規）

- ・自治体等の課題としてあげられる教職員等の理解を図るため、**外部講師を活用した研修等を実施する際の講師派遣を外部委託により実施**する。
- ・シンポジウムやフォーラム等を開催し、**全国的なムーブメントの醸成**を進める。

(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

8.

成長分野等に関するリ・スキリングの推進や 専門学校の教育の質の高度化など 社会人の学び直しの機会の拡充

※（１）～（４）については＜「強く豊かな日本」投資枠＞に記載

(5) 学びの情報プラットフォーム活用促進事業

(前年度予算額 56,793千円)

令和9年度要求額 56,762千円

1. 趣 旨

社会人の学び直しにおける情報不足という課題に対応するため、大学等が提供するリカレント教育プログラムの情報を集約・発信するポータルサイト「マナパス」を運用している。同サイトでは、教育プログラムの内容に加え、活用可能な支援制度、学び直しを実践した社会人の事例等を紹介することで、リカレント教育の重要性及び有用性に関する普及啓発を図っている。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」等においても、大学での学び直しの活用及び習得したスキル・学習歴の可視化の重要性が示されており、経済界からは、良質なリカレント教育プログラムへの継続的支援や、「マナパス」における企業ニーズと大学シーズのマッチング機能の強化等が提言されている。これらを踏まえ、ポータルサイトの機能改善及びコンテンツの充実を継続的に実施することで、個人の自律的キャリア形成及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応可能な人材の育成及び労働生産性の向上に資することが期待される。

一方、リカレント教育の重要性に対する国民の理解は進展しているものの、学習成果の適切な評価に資する学修歴の可視化については依然として課題が残る。特に、学修歴証明のデジタル化に関しては、我が国の対応は諸外国と比較して著しく遅れており、令和6年に開始された日 EU デジタルパートナーシップにおける相互運用の実証においても、国内大学によるデジタル学修歴の発行が進んでいない状況にある。各大学においては、社会人等を対象としたマイクロクレデンシアル（履修証明プログラム）の導入が進められているが、これを対外的に発信するためには、デジタル学修歴の仕組みの整備が不可欠である。

また、学校教育における一人一台端末環境を踏まえ、学習支援ポータルサイト「きみの好き！応援サイト たのしくまなび隊」を通じて、公的機関や民間企業等が作成した学習コンテンツを集約・提供し、児童生徒の学び及び教員の指導を支援している。これにより、個別最適な学びや協働的な学びの実現、不登校児童生徒への対応、自然災害など不測の事態が生じて、誰一人取り残さない学びの保障に資する環境整備を進める必要がある。

2. 事業内容

(1) 社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実 33,721 千円 (33,706 千円)

「自分が何を学べば良いか分からない」、「学んだ結果がどのように評価されるか分からない」、「学ぶ意欲が持てない」といった社会人個人が主体的にキャリアの中に学び

を組み込んでいけるような自律的キャリア観の醸成を図るため、社会人の大学等での学びを応援するサイト「マナパス」において、経済的支援に関する情報や最新の開発プログラム等に関する特集記事、学びのロールモデルを見つけるための修了生インタビュー等を充実させる。また、地方・中小企業等へ広報のため、経営者等へ「マナパス」や大学等を活用したリカレント教育の必要性・有用性を普及啓発するコンテンツの開発を行う。加えてAI チャットボットの品質向上・安定運用のため、事務局としての問合せ対応及びシステムの安定的な運用を行う。取り組む。

（２）学びの DX 推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究

23,041 千円（17,521 千円）

学習支援ポータルサイト「きみの好き！応援サイト たのしくまなび隊」において、掲載コンテンツの充実を図るとともに、ユーザー調査及びその結果分析を踏まえ、多様なニーズに対応するため、サイトの機能改善や活用事例の紹介等を実施する。加えて、サイトの認知度向上や更なる利用拡大を図るため、web プロモーション等の広報活動に取り組む。

学びの情報プラットフォーム活用促進事業

令和9年度要求額
(前年度予算額)

57百万円
57百万円)



文部科学省

背景・課題

- 大学等が提供するプログラムや学修成果に関する情報が不足していることが学び直しにおける大きな課題となっている。産業界からも、大学等におけるリカレント教育プログラムのデータベースの整備や企業側のニーズとのマッチングが求められている。
- 学校現場の「1人1台端末環境」を踏まえ、デジタル教材・学習コンテンツのさらなる充実・活用促進が必要であり、子供、教員、保護者の多様なニーズに応じた学習コンテンツの充実を図るとともに、自然災害やパンデミックが生じた際にも子供の学びを止めない、ハブ機能を有した利便性の高い学習支援ポータルサイトの構築が求められている。

実施内容

(1) 社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実 (34百万円)

社会人の大学等における学びを応援するサイト「マナパス」の機能充実・利便性向上を図る。

- 社会人の学びに役立つ情報発信：

修了生インタビューや企業向けのコンテンツを含め、一層の充実・更新を予定。

- 地方・中小企業等へ広報・周知：

経営者等へ「マナパス」や大学等を活用したリカレント教育の必要性・有用性を普及啓発。

- AIチャットボットの運営・データの収集：

事務局としての問合せ対応及びシステムの安定的な運用・データの収集を行う。

(2) 学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究 (23百万円)

子供たちの好きを応援するサイト「きみの好き！ 応援サイト たのしくまなび隊」の機能充実・利活用促進を図る。

- 子供たちの学びの役立つ情報発信：

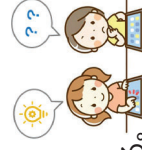
学習コンテンツやサイト活用事例の収集・紹介による一層の充実を予定。

- サイト利用拡大に向けた広報活動：

SNSや各種イベントとの連携の機会を活用した周知を予定。

- サイト運用の効果検証等：

ユーザー調査の実施・調査結果の分析を踏まえ、サイト運用の改善につなげる。



政府文書等における提言

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定）抜粋

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

(2) AI等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行えるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキル毎のトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）抜粋

○ 1人1台端末の活用

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、…デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用¹の促進、…国策として GIGA スクール構想を強力に推進する。

○ 災害時における学びの支援

・災害が生じた際の学校の支援・学校再開の確保、学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。

事業を通じて得られる成果（インパクト）

✓個人の学び直し（リスキリングやアップスキリング）及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性向上に寄与

✓リカレント教育を受ける社会人学生の増及び大学の国際化の進展

✓学習成果や学習歴を可視化、リカレント教育の重要性を発信することにより、自律的キャリア形成の意識向上や、労働移動の円滑化にも寄与

✓子供たちの好きから、新たな価値を持った学びを提供し、学びのDXを推進し、ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上を実現

✓学校で学びたくても学べない児童生徒、自然災害等の緊急時にも、子供たちの学びを保障

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

（６）放送大学学園補助金

（前年度予算額 7,099,799千円）

令和9年度要求額 7,746,373千円

※ その他、施設整備費補助金 899,135 千円

１．趣 旨

放送大学は、放送大学学園法（平成14年法律第156号）に基づき、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的としている。

昭和58年4月に放送大学が設置され、昭和60年4月に学生受入れを開始して以降、これまでに170万人以上の学生が放送大学で学んでいる。

平成10年1月からは、CS放送を活用した全国放送が開始され、同年4月には学習者の身近な場所において面接授業等を行う学習センターが全国の各都道府県に設置された。

また、平成14年4月からは、高度専門職業人の養成等を目指した大学院修士課程の学生の受入れを開始し、平成26年10月からは、知識基盤社会を多様に支えることのできる高度教養知識人を養成する、大学院博士後期課程の学生の受入れを開始している。

現在、放送大学では、職業、年齢、地域を問わず、学部、大学院合わせて約9万人の学生が学んでおり、学位取得や資格取得など学生の多様な学習ニーズに対応している。平成27年4月からはオンライン授業を開始し、学生の利便性の向上を図るとともに、令和8年度からは海外在住の学生の受入れを開始し、より多くの人々に学習の機会を提供している。

本事業は、このような放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附帯する業務に要する経費に対して補助を行い、もって生涯学習の推進に資するものである。

放送大学の充実・整備（放送大学学園補助）

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

8,646百万円
7,100百万円)



学部～博士後期課程を有する、全国の幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学べる高等教育機関

- 豊かな教養を培うとともに、実生活に即した専門的な学習を深める幅広い学問分野からなる授業科目を開設。
- BS放送・インターネットに加え、全ての都道府県に設置されている学習センターで対面での授業を開講。
- 遠隔教育の先駆者として、多様なメディアを活用した教育モデルを他大学にも普及展開。
- これらにより、年齢、職業、学歴が多様な約9万人の学生をはじめとした、国民に向けてリカレント教育も含めた「だれでも」「いつでも」「どこでも」学ぶことができる機会を保障。



令和9年度要求・要望額 8,646百万円 (7,100百万円)

【放送大学学園補助金】 7,746百万円 (7,100百万円)

収入	放送大学学園補助金	7,746百万円	(7,100百万円)
	自己収入等	7,242百万円	(5,923百万円)
支出		14,988百万円	(13,023百万円)

※番組制作、放送番組運行等について、適切な価格転嫁に必要な額を含む

【放送大学学園施設整備費補助金】

899百万円 (100百万円)

参考：令和7年度補正予算額 553百万円

◆経済財政運営と改革の基本方針2026(令和8年7月21日:閣議決定)【抜粋】

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(4) 人材力の強化・人材総活躍

(人材の育成・能力発揮)

17の戦略分野やエッセンシャル分野を始めとする幅広い人材の育成・確保のため、国・地域における取組を推進する。教育政策、産業政策と雇用政策を始めとする関係政策を連携させ、人材育成を一気通貫で推進する。人づくりの礎である教育の質を向上させる。産学官が連携し、必要なスキルや処遇の明確化、プログラム開発・費用負担の軽減や情報提供の充実、大学の体制強化、社会人による奨学金の活用、プログラムの更なる向上に向けた検討を通じて、リ・スキリング機会を拡充する。アドバンス・エッセンシャルワーカーの育成に取り組む。これらにより、処遇や生産性の向上を図る。

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 公教育の再生、研究活動の活性化

人づくりをおろそかにして良い社会は招来しない。高市内閣は人づくりの礎である公教育を再生し、教育の質を抜本的に高める。

主な事項

1. 教務情報システム再開発等の改革合理化の推進

教務情報システム再開発および証明書発行システム、電子学生証等のサブシステムの導入により、学籍管理等の業務の効率化や学生サービス向上を図る。

また、海外在住学生の受入れ拡充や学生の学習利便性の向上に資する電子テキスト配信システムの導入等を進める。

2. 私立大学等との連携推進

私立大学等との連携を推進するための調査研究等を実施する。

3. 施設整備

施設の老朽化に伴う改修や放送番組運行設備等の更新並びにキャンパスの効果的・効率的な運用及び活性化のために必要な施設改修を行う。

「大学教育」「リカレント教育」の拠点として、一層高度・効率的な学びの機会を全国へ提供できる環境を構築

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

(7) 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

(前年度予算額)	11,795千円)
令和9年度要求額	27,226千円

1. 趣 旨

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現には、ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現が不可欠である。

令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」(8年度～12年度)では、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点や、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が力強く発展していく観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされ、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指し、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていく」ことや、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となることを目指し、取組を強化させる」ことが目標として掲げられている。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026(女性版骨太の方針2026)」においては、これらの目標を達成するため、政府全体として強力に取組を進めることとしており、「女性の理工系進路選択を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、教員の理解促進を図るため、既存の教員研修プログラムの更新や内容の充実、研修で活用できる新たなコンテンツ開発等を行い、普及啓発を図る。」こととされている。

加えて、「地方創生2.0基本構想」では、「教育に携わる者がアンコンシャス・バイアスのもとらす地域社会への影響への問題意識を持ちながら、こどもたちへの教育・進路選択の支援等に臨んでいくことができるよう、アンコンシャス・バイアスへの気づきを促すための教員研修を推進する。」こととされており、「地域未来戦略」では、「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、教員研修教材の改善を進め、2027年度以降は教育委員会等への普及啓発を行う。」こととされている。

さらに、「日本成長戦略」では、「固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャス・バイアスの払拭に向け、キャリア教育等を推進する。」とされている。

これらを踏まえ、女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムについて、これまで開発した教育プログラムモデルを普及・充実するため、ノウハウを各地の大学が活用し、地域の自治体等と連携して講座を実施するとともに、「女性チャレンジネットワーク」を形成し、各地の講座運営のフォローや普及啓発を図る。

また、子供達の理工系進学等を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、子供達の最も身近な存在である教員の理解

促進を図るため、見直し改善を行った教員等研修プログラムの普及・啓発を行う。

2. 事業内容

(1) 検討委員会の設置

6,308 千円 (6,211 千円)

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、NPO、関係団体、産業界等の有識者からなる会議において、女性の学びを通じた社会参画支援のあり方等に関する検討を行う。

(2) モデル普及事業の実施

9,416 千円 (5,584 千円)

女性の多様なチャレンジを支援する教育プログラムについて、これまで構築した既存の教育プログラムモデルの改善・充実を図るとともに、そのノウハウを展開し、各地の大学が地元の自治体等と連携して講座開設できるようサポートする「女性チャレンジネットワーク」の形成を支援し、本取組の全国的な普及・啓発を図る。

(3) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する普及啓発事業

11,502 千円 (新規)

子供達の理工系進学等を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、子供達の最も身近な存在である教員の理解促進を図るため、見直し改善を行った教員等研修プログラムの普及・啓発を行う。具体的には、地域で男女共同参画に取り組む団体や教育委員会と連携し、教員等を対象としたモデル研修を実施する。また、実施前後の効果の検証や先行事例を収集し横展開を図ることで、さらなる普及・啓発を図る。

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

令和9年度要求・要望額 27百万円
(前年度予算額 12百万円)

【事業開始年度：令和2年度】

- 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現には、ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現が不可欠。
- 第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月閣議決定）では、**男女間の実質的な機会の平等を担保する観点や、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が力強く発展していく観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされた。**

背景等

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（女性版骨太の方針2026）」 R8.6.25	・女性の理工系進路選択を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、教員の理解促進を図るため、既存の 教員研修プログラム の更新や内容の充実、研修で活用できる新たなコンテンツ開発等を行い、 普及啓発を図る 。
「地方創生2.0基本構想」 R7.6.13	・教育に携わる者がアンコンシャス・バイアスのもたらす地域社会への影響への問題意識を持ちながら、こどもたちへの教育・進路選択の支援等に臨んでいくことができるよう、 アンコンシャス・バイアスへの気づきを促すための教員研修を推進する 。
「地域未来戦略」 R8.7.21	・固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、 教員研修教材の改善を進め、2027年度以降は教育委員会等への普及啓発を行う 。
「日本成長戦略」 R8.7.21	・ 固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャス・バイアスの払拭に向け、キャリア教育等を推進する 。

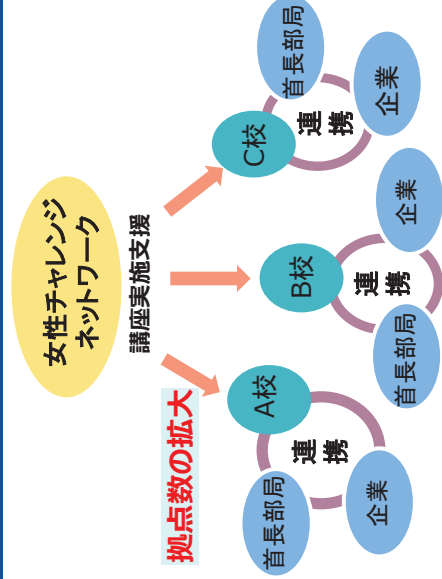
これまでに構築した女性の多様なチャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりのモデルを活用し、全国の大学、女性教育団体、企業等が全国各地で女性支援プログラムを展開・充実することを目指す。また、女子の理工系進路選択等を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、子供達が、自分の可能性を狭めてしまわない進路選択を行うためには、子供達の最も身近な存在である**教員の理解が必須**。

89

取組① 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの普及 拡充 9百万円（6百万円）

- 本事業では、女性教育関係団体と大学、企業等が連携し、組織内で指導的立場として社会参画を目指す女性を支援するため、男女共同参画意識の醸成と女性ネットワークの構築やビジネススキルの向上を目的とした教育プログラムの開発により、女性のエンパワメントを実施

- これまでに開発したプログラムを普及・充実するため、**ノウハ** **ウを各地の大学が活用し、地元自治体等と連携して講座を実施するとともに、「女性チャレンジネットワーク」を形成し、各地の講座運営のフォローや普及啓発を図る。**



取組② 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する普及啓発 新規 12百万円（新規）

- 子供達の理工系進学等を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、子供達の最も身近な存在である**教員の理解促進を図るため、見直し改善を行った教員等研修プログラムの普及・啓発を行う**。具体的には、**地域で男女共同参画に取り組み団体や教育委員会と連携し、教員等を対象としたモデル研修を実施する**。また、実施前後の効果の検証や先行事例を収集し横展開を図ることで、さらなる普及・啓発を図る。

(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)